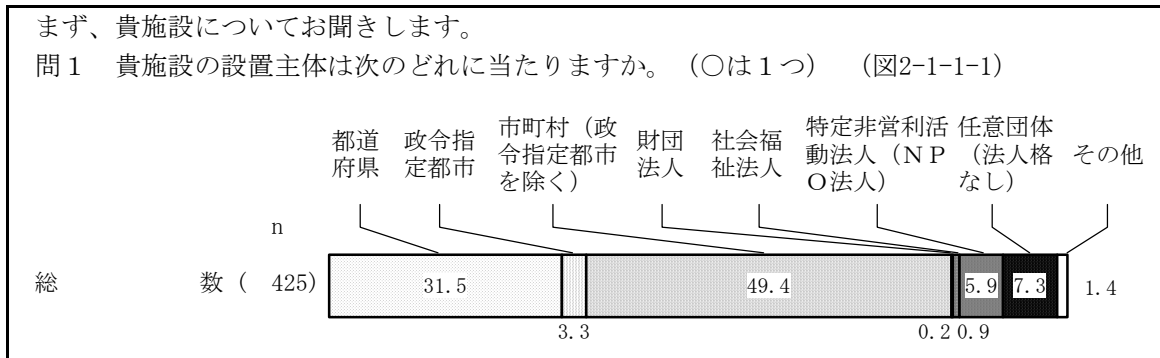


第2部 施設長調査

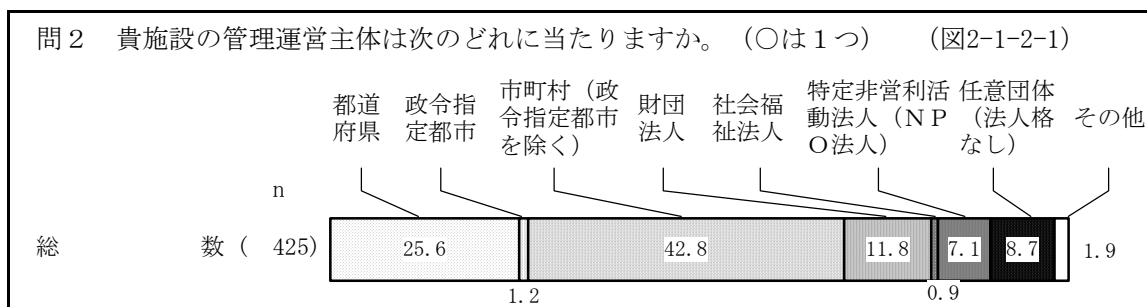
第1章 施設の概要

1 施設の設置主体



施設長調査に回答した 425 施設の設置主体をみると（図 2-1-1-1）、「市町村（政令指定都市を除く）」49.4%、「都道府県」31.5%である。なお、東京都の特別区は「市町村」に含まれている。

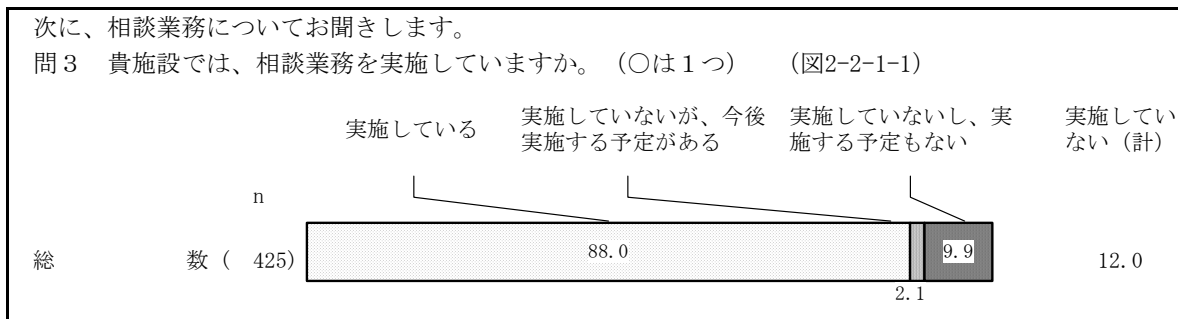
2 施設の運営主体



次に、施設の管理運営主体をみると（図 2-1-2-1）、「市町村（政令指定都市を除く）」（42.8%）が4割強、「都道府県」（25.6%）が2割台である。

第2章 相談業務の実施状況

1 相談業務実施の有無

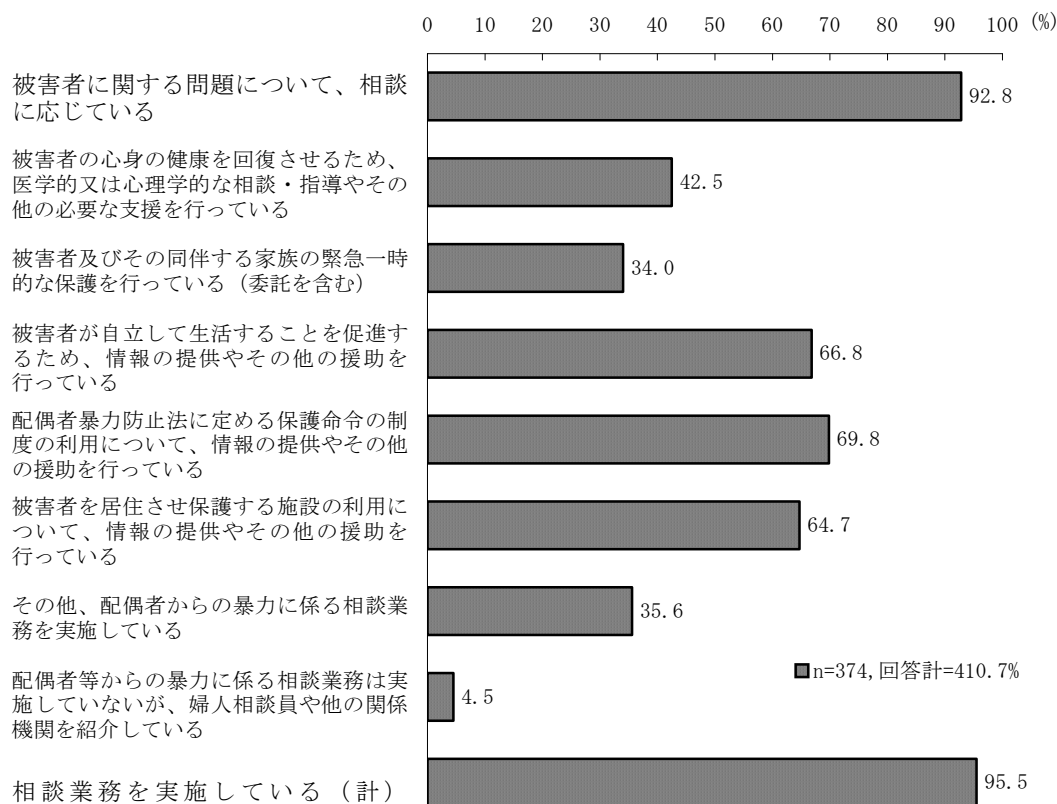


相談業務全般の実施状況としては（図 2-2-1-1）、相談業務を「実施している」施設は 88.0%で、「実施していないが、今後実施する予定がある」（2.1%）もしくは「実施していないし、実施する予定もない」（9.9%）と答えた、現在相談業務を『実施していない』施設は1割強である。

2 配偶者等からの暴力に係る相談業務として実施していること

【ここからは、相談業務を行っている施設の施設長にお聞きます。】

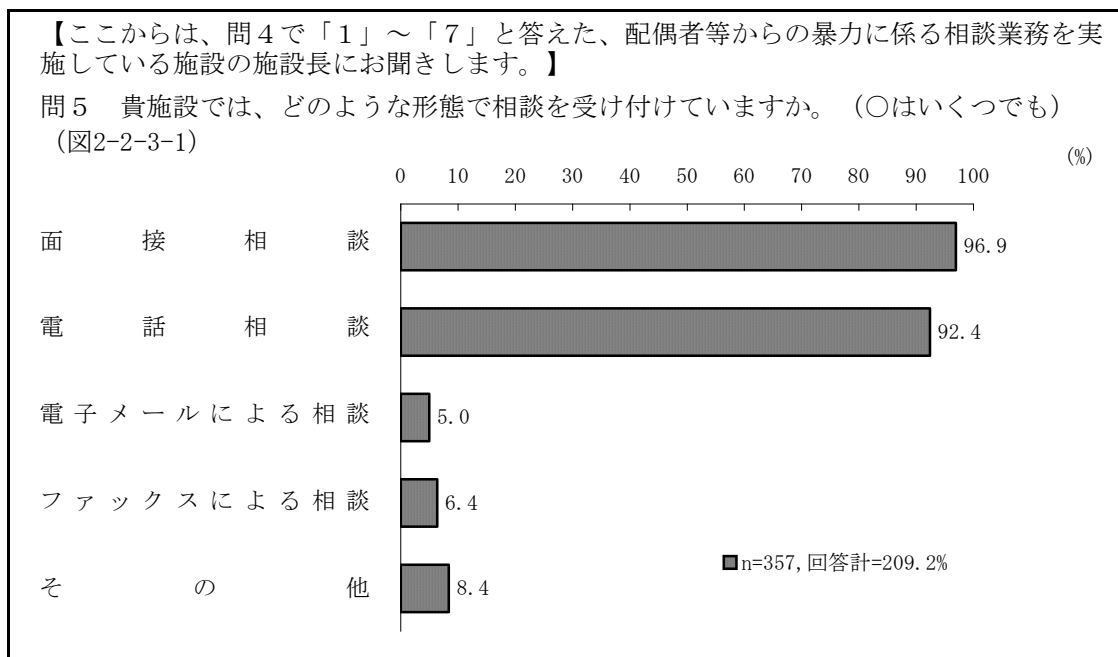
問4 貴施設では、配偶者等からの暴力に係る相談業務についてどのようなことを実施していますか。（〇はいくつでも）（図2-2-2-1）



相談業務を行っている施設（374 施設）の施設長に、配偶者等からの暴力に係る相談業務についての内容を聞いたところ（図 2-2-2-1）、「被害者に関する問題について、相談に応じている」が92.5%で最も多く、以下「配偶者暴力防止法に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供やその他の援助を行っている」（69.8%）と「被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供やその他の援助を行っている」（66.8%）が7割弱、「被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供やその他の援助を行っている」（64.7%）が6割強などとなっており、95.5%の施設が『配偶者等からの暴力に係る相談業務を実施している』と答えている。

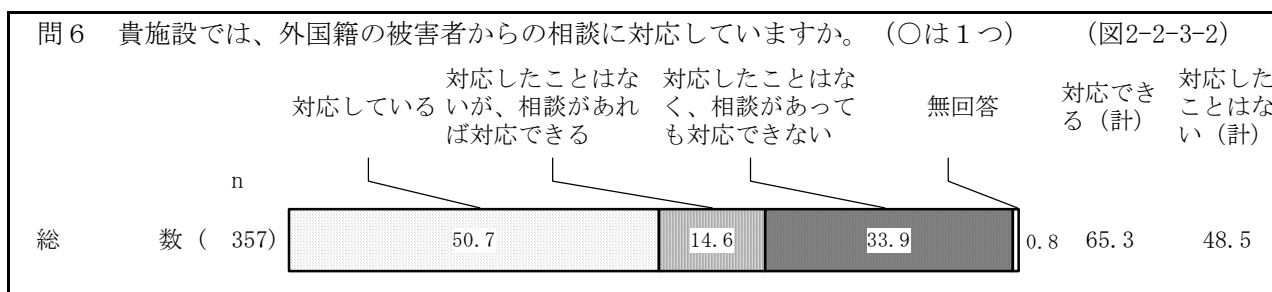
3 配偶者等からの暴力に係る相談業務の実施状況

(1) 相談の受付形態



配偶者等からの暴力に関する相談業務を行っている施設（357 施設）の実施形態としては（図 2-2-3-1）、「面接相談」（96.9%）と「電話相談」（92.4%）がともに9割を超え、主な形態となっている。

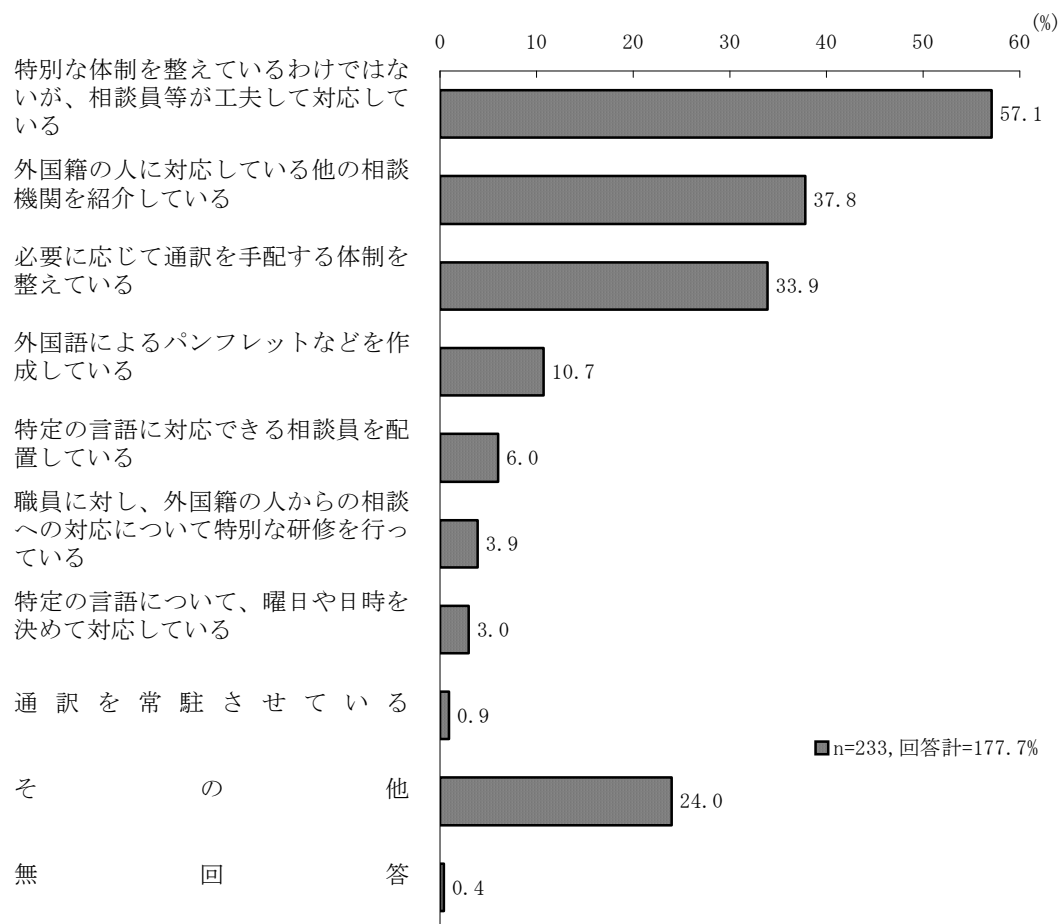
(2) 外国籍の被害者からの相談への対応



外国籍の被害者からの相談に対しては、「対応している」施設が50.7%で、「対応したことはないが、相談があれば対応できる」（14.6%）という施設を合わせると、3施設に2施設は『対応できる』と答えている（図2-2-3-2）。

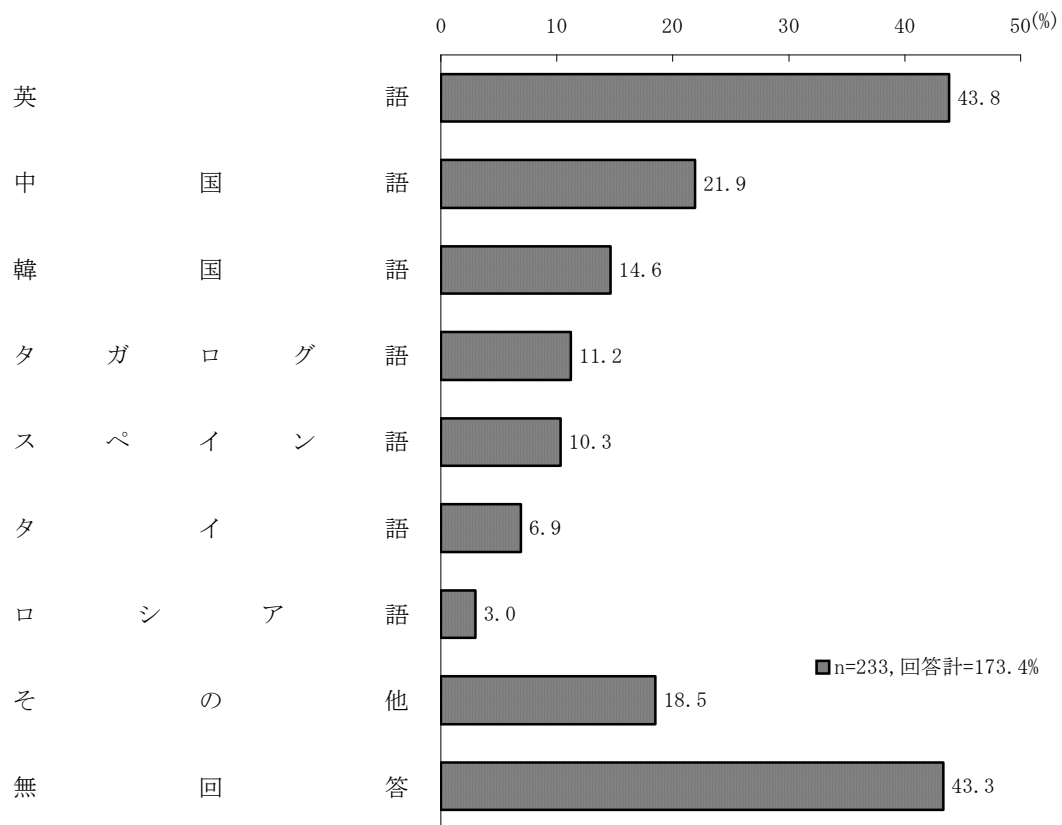
【問6で「1」「2」と答えた、外国籍の被害者からの相談に対応できる施設の施設長にお聞きします。】

問6付問1 貴施設では、どのような対応をしていますか。（〇はいくつでも）（図2-2-3-3）



外国籍の被害者からの相談に対応できる施設（233 施設）の対応方法としては（図 2-2-3-3）、「特別な体制を整えているわけではないが、相談員等が工夫して対応している」（57.1%）が6割弱で最も多く、次いで「外国籍の人に対応している他の相談機関を紹介している」（37.8%）と「必要に応じて通訳を手配する体制を整えている」（33.9%）が3割台となっている。

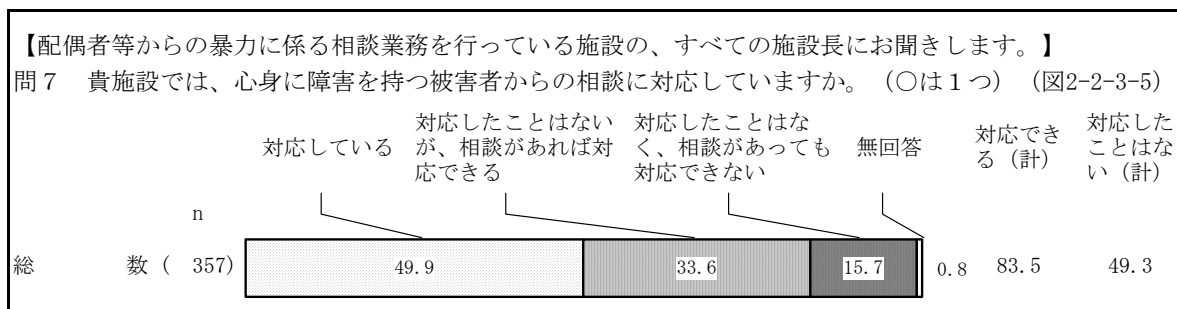
問6付問2 貴施設で対応できる言語は何ですか。（○はいくつでも）（図2-2-3-4）



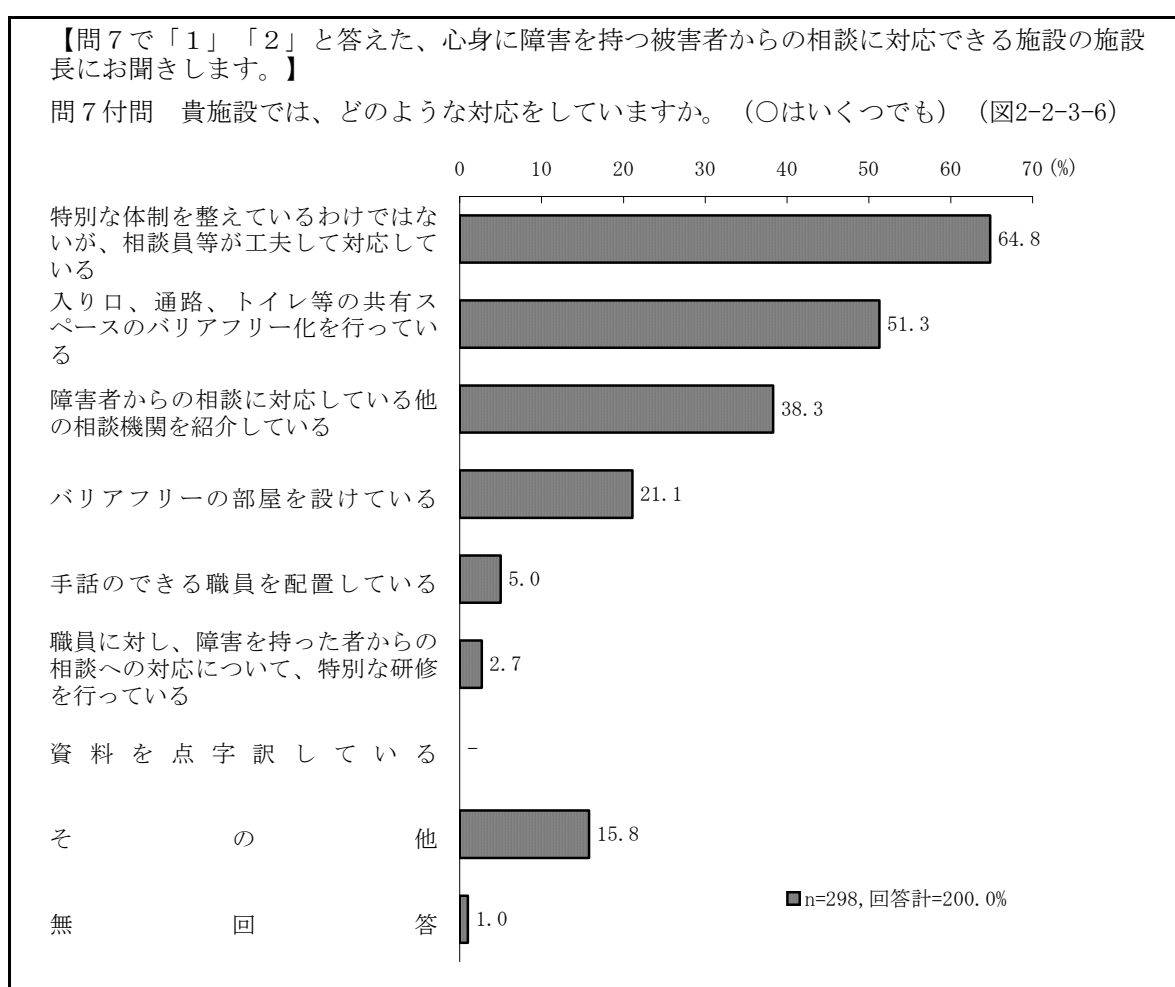
外国籍の被害者からの相談に対応できる施設（233 施設）が対応できる言語としては（図 2-2-3-4）、「英語」（43.8%）が4割強で最も多く、以下「中国語」（21.9%）、「韓国語」（14.6%）、「タガログ語」（11.2%）、「スペイン語」（10.3%）などの順となっている。

その他としては、「ポルトガル語」を9施設（3.9%）があげている。

(3) 心身に障害を持つ被害者からの相談への対応



心身に障害を持つ被害者からの相談に「対応している」施設(49.9%)は半数で、「対応したことはないが、相談があれば対応できる」(33.6%)という施設を合わせると、8割以上が『対応できる』と答えている(図2-2-3-5)。

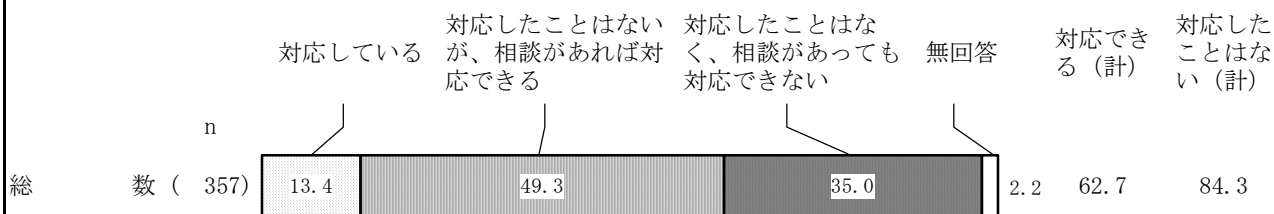


心身に障害を持つ被害者からの相談に対応できる施設(298施設)の対応の形としては(図2-2-3-6)、「特別な体制を整えているわけではないが、相談員等が工夫して対応している」が64.8%で最も多くあげられ、次いで「入り口、通路、トイレ等の共有スペースのバリアフリー化を行っている」が51.3%、「障害者からの相談に対応している他の相談機関を紹介している」が38.3%、「バリアフリーの部屋を設けている」が21.1%の順となっている。

(4) 性的少数者である被害者からの相談への対応

【配偶者等からの暴力に係る相談業務を行っている施設の、すべての施設長にお聞きします。】

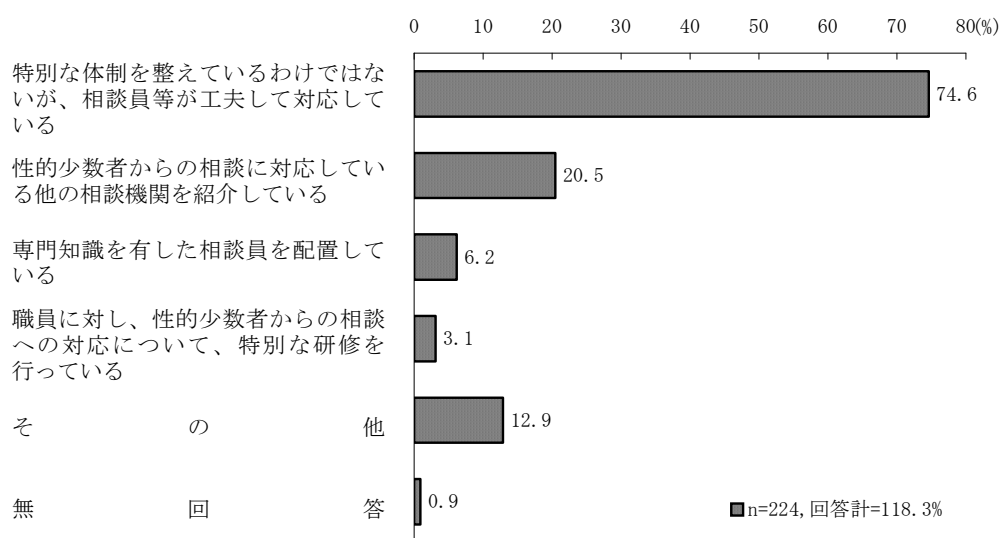
問8 貴施設では、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）である被害者からの相談に対応していますか。ここでの「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」は、同性愛者、両性愛者、性同一性障害の人、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭であること）の人などを指します。（○は1つ）（図2-2-3-7）



性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）である被害者からの相談に「対応している」施設は、13.4%で、「対応したことはないが、相談があれば対応できる」（49.3%）という施設を合わせると、6割強が性的少数者からの相談に『対応できる』と答えている（図2-2-3-7）。

【問8で「1」「2」と答えた、性的少数者である被害者からの相談に対応できる施設の施設長にお聞きします。】

問8付問 貴施設では、どのような対応をしていますか。（○はいくつでも）（図2-2-3-8）



性的少数者である被害者からの相談に対応できる施設（224 施設）の対応方法としては（図2-2-3-8）、「特別な体制を整えているわけではないが、相談員等が工夫して対応している」が74.6%と、際立って多くあげられ、次いで「性的少数者からの相談に対応している他の相談機関を紹介している」（20.5%）となっている。

4 平成 14 年度中の相談受付状況

【配偶者等からの暴力に係る相談業務を行っている施設の、すべての施設長にお聞きます。】

問 9 平成14年度中に貴施設で受けた相談件数は何件でしたか。また、そのうち、配偶者等からの暴力に係る相談件数は、何件でしたか。（表2-2-4-1）

●平成14年度中に受けた相談件数

	n	0	1	2	4	6	1	1	2	3	4	5	1	1	2	無	平
			5	1	1	5	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	
			2	4	6	1	1	2	3	4	5	1	1	2	1	回	均
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	件	値
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	上	
総 数	施設 357	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	件
		2.5	7.3	3.6	3.4	6.7	5.9	3.1	6.4	4.5	4.8	12.6	11.2	4.8	14.8	8.4	1187.8

●うち、配偶者等からの暴力に係る相談件数

	n	0	1	1	2	3	4	6	1	1	2	3	4	5	1	把	無	平
			5	1	1	1	1	1	0	5	0	0	0	0	0	握		
			1	2	3	4	6	0	1	2	3	4	5	1	1	し	回	均
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	て		
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	い	答	値
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	上	ない		
総 数	施設 357	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	件
		2.8	12.6	7.6	2.8	5.6	7.3	10.4	5.0	5.9	8.1	4.8	3.4	6.4	4.2	5.3	7.8	261.6

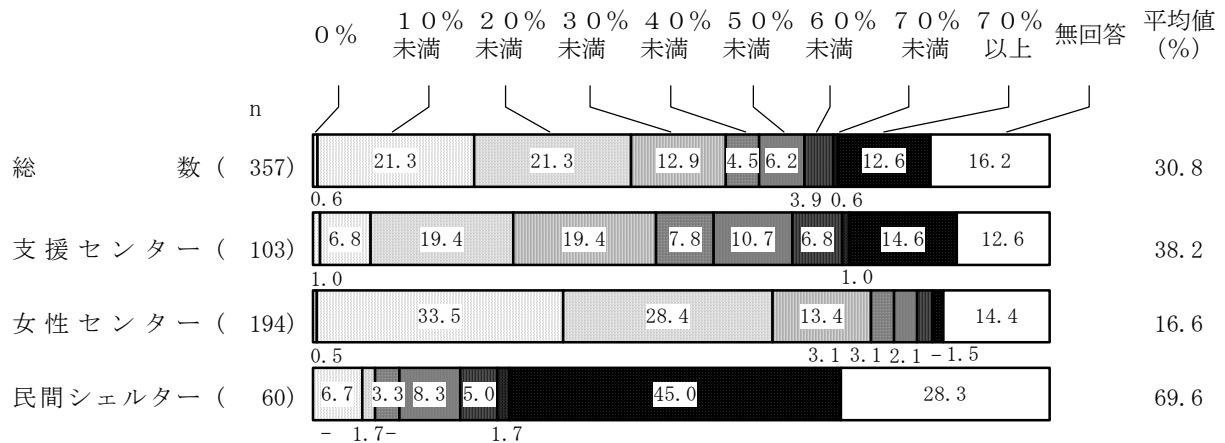
平成 14 年度中に受けた相談延べ件数を聞いたところ（表 2-2-4-1）、「2,001 件以上」が 14.8%、「501～1,000 件」が 12.6%、「1,001～1,500 件」が 11.2%で、1 割を超えているが、受付相談延べ件数は分散しており、平均すると 1,187.8 件である。

平成 14 年度に受けた相談のうち、配偶者等からの暴力に係る相談件数をみると（表 2-2-4）、「261.6 件」が 5.3%、「101～200 件」が 14.8%、「1～100 件」が 8.4%、「0 件」が 2.5%と、1 割を超えているが、受付相談延べ件数は分散しており、平均すると 261.6 件である。

「配偶者等からの暴力に係る相談延べ件数は把握していない」施設は 5.3%であった。

さらに、相談延べ件数に占める配偶者等からの暴力に係る相談割合をみると（図 2-2-4-1）、「10%未満」（21.3%）と「10～20%未満」（21.3%）がともに 2 割強であるが、「70%以上」（12.6%）という施設も 1 割以上あり、平均すると 30.8%となる。

図 2-2-4-1 相談延べ件数に占める配偶者等からの暴力に係る相談の割合



第3章 緊急一時的な保護の実施状況

1 緊急一時的な保護の実施状況

次に、配偶者等からの暴力の被害者の緊急一時的な保護についてお聞きます。

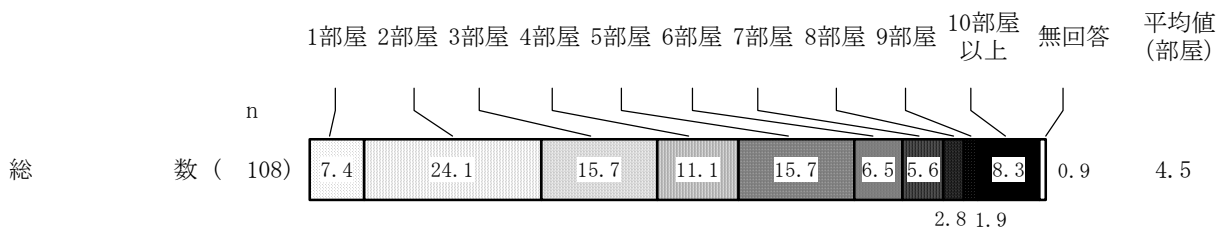
問10 貴施設では、配偶者等からの暴力を受けた被害者（同伴家族を含む）の緊急一時的な保護を行っていますか。（○は1つ）（図2-3-1-1）



配偶者等からの暴力を受けた被害者（同伴家族を含む）の緊急一時的な保護を「行っている」という施設は30.3%で、7割は「行っていない」（69.5%）と答えている（図 2-3-1-1）。

【問10で「1」と答えた、緊急一時的な保護を行っている施設の施設長にお聞きます。】

問10付問1 では、貴施設にある被害者やその同伴する家族を緊急一時的に保護するための部屋数及び定員は何名ですか。（図2-3-1-2）



被害者やその同伴する家族を緊急一時的な保護を行っている施設（108 施設）にある、保護するための部屋数としては（図 2-3-1-2）、「2 部屋」（24.1%）という施設がほぼ4分の1で、次いで「3 部屋」（15.7%）、「5 部屋」（15.7%）となっており、平均すると4.5 部屋である。

緊急一時的な保護の定員世帯数と人数をみると（表 2-3-1-1）、全体の平均では 4.1 世帯で 11.5 人である。

表 2-3-1-1 緊急一時的保護の定員（施設属性別）

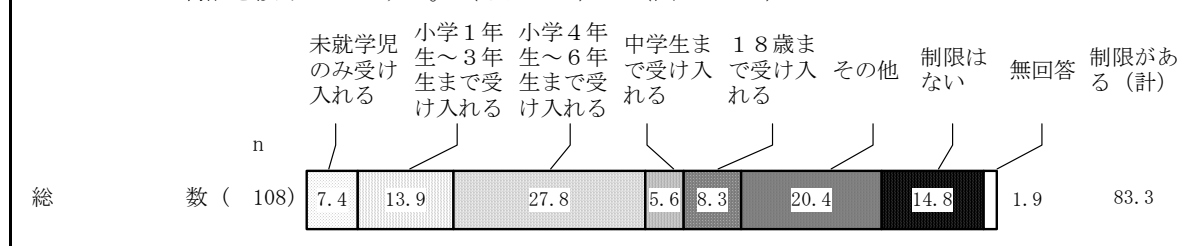
●被害者等を緊急一時的に保護するための定員【世帯】

	n	1 世 帯	2 世 帯	3 世 帯	4 世 帯	5 世 帯	6 世 帯	7 世 帯	8 世 帯	9 世 帯	10 世 帯 以上	無 回 答	平 均 値
施設 総数	108	% 8.3	% 20.4	% 5.6	% 11.1	% 6.5	% 4.6	% 0.9	% 2.8	% 0.9	% 4.6	% 34.3	人 4.1

●被害者等を緊急一時的に保護するための定員【人数】

	n	1 人	4 人	7 人	10 人	15 人	20 人	25 人	30 人以上	無 回 答	平 均 値
施設 総数	108	% 4.6	% 23.1	% 7.4	% 19.4	% 11.1	% 12.0	% 0.9	% 2.8	% 18.5	人 11.5

問 10 付問 2 貴施設における緊急一時的な保護では、被害者が同伴する男性の家族について年齢の制限を設けていますか。（○は 1 つ）（図 2-3-1-3）

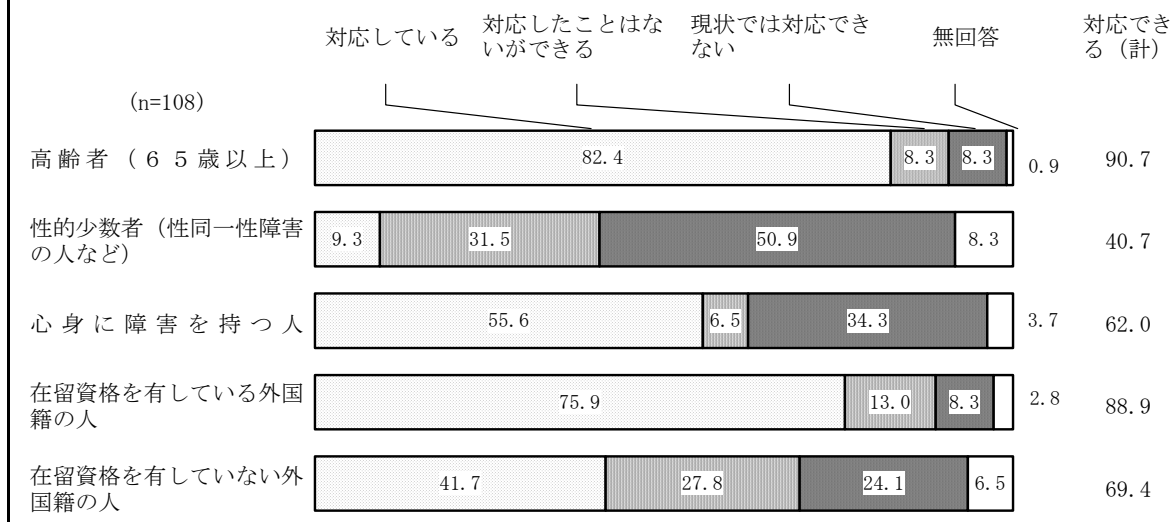


配偶者等からの暴力を受けた被害者（同伴家族を含む）の緊急一時的な保護を行っている施設（108 施設）に、被害者が同伴する男性の家族について年齢の制限の有無を聞いたところ（図 2-3-1-3）、「小学 4 年生～6 年生まで受け入れる」（27.8%）というところが 3 割弱で最も多く、次いで「小学 1 年生～3 年生まで受け入れる」（13.9%）となっている。

「制限はない」という施設は 14.8%で、8 割以上の施設が何らかの制限を設けている。

問10付問3 貴施設では、次のア～オのような被害者について、緊急一時的な保護を実施していますか。次のア～オのそれぞれについてお答えください。

(○はそれぞれ1つずつ) (図2-3-1-4)



配偶者等からの暴力を受けた被害者が“高齢者(65歳以上)”“性的少数者(性同一性障害の人など)”“心身に障害を持つ人”“在留資格を有している外国籍の人”“在留資格を有していない外国籍の人”であった場合に、緊急一時的な保護を実施しているかを聞いた(図2-3-1-4)。

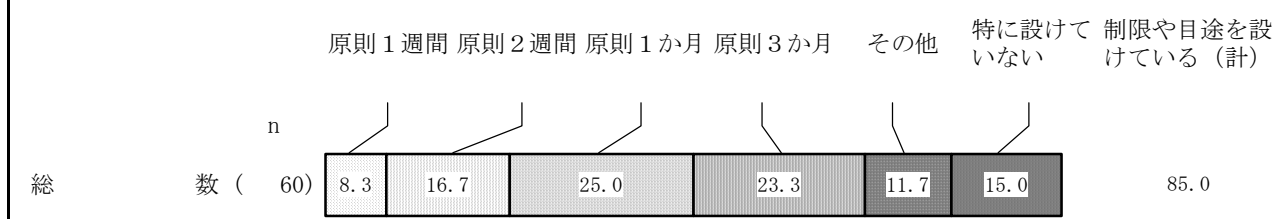
“高齢者(65歳以上)”である被害者については、実際に「対応している」施設(82.4%)が8割強で、「対応したことはないができる」(8.3%)という施設を合わせると、全体の9割が『対応できる』と答えている。また、“在留資格を有している外国籍の人”についても、全体の4分の3が「対応している」(75.9%)と答えており、「対応したことはないができる」(13.0%)という施設を合わせると、9割近くが緊急一時的な保護として『対応できる』と答えている。

これに対して、“性的少数者(性同一性障害の人など)”である被害者については、実際に「対応している」施設(9.3%)が1割足らずで、「対応したことはないができる」(31.5%)という施設を合わせても、『対応できる』という施設は4割程度となっている。

2 民間シェルターの緊急一時的な保護

【問10付問4～6は、緊急一時的な保護を行っている民間シェルター等の施設長にお聞きします。】

問10付問4 貴施設における緊急一時的な保護では、入所期間について何らかの制限や目途を設けていますか。(○は1つ) (図2-3-2-1)



緊急一時的な保護を行っている民間シェルター等(60施設)に、入所期間についての制限や目途について聞いたところ(図2-3-2-1)、「原則1か月」(25.0%)もしくは「原則3か月」(23.3%)という施設がそれぞれ2割台となっている。

入所期間についての制限や用途を「特に設けていない」という施設は 60 施設中 9 施設（15.0％）で、大多数の施設が何らかの制限や用途を設けている。

問 10 付問 5 平成14年度中の貴施設の緊急一時的な保護件数は、どれだけありましたか。
また、そのうち、配偶者等からの暴力に関する入所人数は、それぞれいくつ
でしたか。（表2-3-2-1）

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（入所実人数）

	n	0 人	1 人	4 人	7 人	10 人	15 人	20 人	25 人	30 人以上	無 回 答	平 均 値
施設	60	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人
総 数	60	5.0	6.7	8.3	3.3	13.3	11.7	8.3	3.3	30.0	10.0	37.5

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（うち同伴する家族人数）

	n	0 人	1 人	4 人	7 人	10 人	15 人	20 人	25 人	30 人以上	無 回 答	平 均 値
施設	60	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人
総 数	60	6.7	13.3	13.3	15.0	8.3	11.7	1.7	-	15.0	15.0	16.9

緊急一時的な保護を行っている民間シェルター等（60 施設）に、平成 14 年度中の実際の緊急一時的な保護件数を聞いたところ（表 2-3-2-1）、入所実人数の平均は 37.5 人で、そのうちの同伴家族人数の平均は 16.9 人である。

また、平成 14 年度の緊急一時的な入所延べ人数をみると（表 2-3-2-2）、平均 802.0 人で、そのうち同伴家族人数の平均は 342.7 人である。

表 2-3-2-2 平成 14 年度中の緊急一時的な保護件数（入所延べ人数）

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（入所延べ人数）

	n	0 人	1 人 日	1 人 日	2 人 日	3 人 日	4 人 日	5 人 日	1 人 日 以上	無 回 答	平 均 値
総 数	施設 60	% 5.0	% 6.7	% 5.0	% 3.3	% 1.7	% 1.7	% 8.3	% 45.0	% 23.3	人日 802.0

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（うち同伴する家族延べ人数）

	n	0 人	1 人 日	1 人 日	2 人 日	3 人 日	4 人 日	5 人 日	1 人 日 以上	無 回 答	平 均 値
総 数	施設 60	% 6.7	% 10.0	% 3.3	% 1.7	% 1.7	% 5.0	% 6.7	% 33.3	% 31.7	人日 342.7

平成 14 年度に緊急一時的な入所をした者のうち、配偶者等からの暴力関連の入所実人数の平均は、27.1 人で、そのうち同伴家族人数の平均は 14.5 人である（表 2-3-2-3）。

表 2-3-2-3 平成 14 年度中の配偶者等からの暴力関連の緊急一時的な保護件数（実人数）

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（入所実人数）

	n	0 人	1 人	4 人	7 人	1 人 4	1 人 9	2 人 4	2 人 9	3 人 以上	無 回 答	平 均 値
総 数	施設 60	% 3.3	% 6.7	% 5.0	% 10.0	% 10.0	% 13.3	% 8.3	% 3.3	% 25.0	% 15.0	人 27.1

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（うち同伴する家族人数）

	n	0 人	1 人	4 人	7 人	1 人 4	1 人 9	2 人 4	2 人 9	3 人 以上	無 回 答	平 均 値
総 数	施設 60	% 6.7	% 15.0	% 8.3	% 16.7	% 10.0	% 6.7	% 1.7	% 1.7	% 11.7	% 21.7	人 14.5

さらに、配偶者等からの暴力関連の入所延べ人数の平均は 535.6 人で、そのうちの同伴家族の平均は 288.0 人である（表 2-3-2-4）。

表 2-3-2-4 平成 14 年度中の配偶者等からの暴力関連の緊急一時的な保護件数（延べ人数）

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（入所延べ人数）

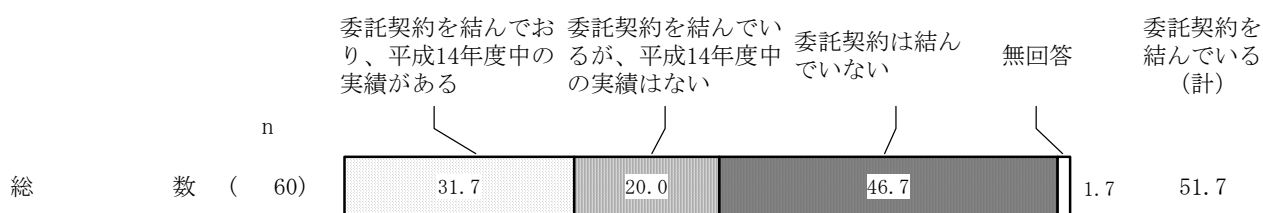
		0	1	1	2	3	4	5	1	無	平
	n		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	回	均
		人	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	答	値
		人	日	日	日	日	日	日	日	以上	人日
総 数	施設 60	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人日
		5.0	3.3	8.3	-	1.7	3.3	10.0	36.7	31.7	535.6

●平成14年度中の緊急一時的な保護件数（うち同伴する家族延べ人数）

		0	1	1	2	3	4	5	1	無	平
	n		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	回	均
		人	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	答	値
		人	日	日	日	日	日	日	日	以上	人日
総 数	施設 60	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人日
		6.7	11.7	1.7	1.7	5.0	3.3	10.0	26.7	33.3	288.0

問 10 付問 6 貴施設では、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項に基づいて、婦人相談所と委託契約をしていますか。（〇は 1 つ）（図 2-3-2-2）

（委託契約している施設の方に）平成 14 年度中に一時保護の委託を受けた件数はいくつでしたか。



緊急一時的な保護を行っている民間シェルター（60 施設）に、配偶者暴力防止法第 3 条第 3 項に基づく婦人相談所との委託契約の有無を聞いたところ（図 2-3-2-2）、「委託契約を結んでおり、平成 14 年度中の実績がある」ところは 60 施設中 19 施設（31.7%）で、「委託契約を結んでいるが、平成 14 年度中の実績はない」という 12 施設（20.0%）を合わせると、ほぼ半数が婦人相談所との『委託契約を結んでいる』。

一方、「委託契約は結んでいない」ところは 28 施設（46.7%）となっている。

なお、平成 14 年度中に一時保護の委託を受けた実績のある民間シェルター（19 施設）の入所実人数の平均は 34.8 人で、そのうち同伴家族の平均は 21.8 人となっている（表 2-3-2-5）。

表 2-3-2-5 平成 14 年度中の一時保護委託件数（実人数）

●平成14年度中の一時保護委託実績（入所実人数）

	n	0 人	1 人	4 人	7 人	1 0 人	1 5 人	2 0 人	2 5 人	3 0 人 以上	無 回 答	平 均 値
施設 総 数	19	施設 0	施設 3	施設 0	施設 1	施設 1	施設 4	施設 2	施設 0	施設 8	施設 0	人 34.8

●平成14年度中の一時保護委託実績（うち同伴する家族人数）

	n	0 人	1 人	4 人	7 人	1 0 人	1 5 人	2 0 人	2 5 人	3 0 人 以上	無 回 答	平 均 値
施設 総 数	19	施設 0	施設 3	施設 2	施設 2	施設 1	施設 4	施設 1	施設 1	施設 5	施設 0	人 21.8

また、入所延べ人数の平均は 384.8 人で、そのうち同伴家族は 260.9 人となっている（表 2-3-2-6）。

表 2-3-2-6 平成 14 年度中の一時保護委託件数（延べ人数）

●平成14年度中の一時保護委託実績（入所延べ人数）

	n	0 人	1 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	1 0 人 以上	無 回 答	平 均 値
施設 総 数	19	施設 0	施設 0	施設 1	施設 3	施設 0	施設 3	施設 0	施設 8	施設 4	人 384.8

●平成14年度中の一時保護委託実績（うち同伴する家族延べ人数）

	n	0 人	1 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	1 0 人 以上	無 回 答	平 均 値
施設 総 数	19	施設 0	施設 0	施設 3	施設 0	施設 2	施設 1	施設 1	施設 8	施設 4	人 260.9

【付問6で「1」「2」と答えた、委託契約を結んでいる施設の施設長にお聞きします。】

問10付問6-1 委託契約を結んでいる都道府県は、何か所ありますか。また、それは、貴施設が所在する都道府県ですか。（表2-3-2-7）

●委託契約を結んでいる都道府県の数

	n	1 ヶ 所	2 ヶ 所	3 ヶ 所 以 上	無 回 答	平 均 値
施設数	施設 31	施設 22	施設 6	施設 0	施設 3	ヶ所 1.2

●委託契約を結んでいる都道府県

	n	都 貴 道 施 府 設 県 が 所 在 す る	い 貴 な 施 設 が 都 道 府 県 所 在 し て	無 回 答
施設数	施設 31	施設 26	施設 3	施設 2

婦人相談所との緊急一時的保護の委託契約を結んでいる民間シェルター（31 施設）に、委託契約を結んでいる都道府県の数聞いたところ（表 2-3-2-7）、「1ヶ所」が 22 施設、「2ヶ所」が 6 施設である。

また、委託契約を結んでいる都道府県については、「貴施設が所在する都道府県」が 31 施設中 26 施設、「貴施設が所在していない都道府県」が 3 施設である。

第4章 配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている職員

1 配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている職員の体制

では、貴施設で、配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている職員についてお聞きます。

問11 貴施設において、配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている職員は、何人ですか。平成15年11月1日現在に所属している実際の人数をお答えください。

兼務している職員の場合は、主に担当しているものについてお答えください。

なお、事務職員には管理職も含まれます。（表2-4-1-1）

●相談員・ケースワーカー

	n	0	1	4	7	10	15	20	25	30	35	平均
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人以上	値
施設数	357	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人
総	数	6.4	51.0	18.8	10.4	5.9	3.9	1.1	1.4	-	1.1	5.2

●事務職員

	n	0	1	4	7	10	15	20	25	30	35	平均
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人以上	値
施設数	357	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	人
総	数	35.9	52.9	8.7	1.4	0.8	0.3	-	-	-	-	1.6

配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている職員の人数を聞いたところ（表 2-4-1-1）、“相談員・ケースワーカー”は「1～3人」（51.0%）が半数で、ついで「4～6人」（18.8%）が2割近くになっている。平均すると5.2人である。

一方、“事務職員”も「1～3人」（52.9%）が過半数で、「0人」というところも35.9%あり、平均すると1.6人である。

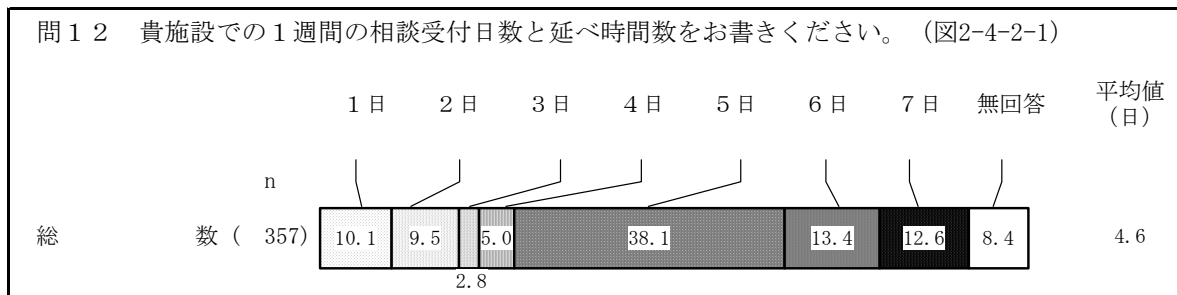
雇用形態別に“相談員・ケースワーカー”の平均人数をみると（表 2-4-1-2）、「契約社員（非常勤嘱託職員）」（1.9人）、「ボランティア」（1.3人）、「正職員」（0.8人）、「パートタイム職員」（0.4人）、「外部団体（委託業者等）からの派遣職員」（0.4人）の順となっている。

一方、“事務職員”は、「正職員」が平均1.2人と最も多くなっている。

表 2-4-1-2 職員の体制（雇用形態別）

(n=357)	相 談 員・ケースワーカー									事 務 職 員								
	0	1	2	3	4	5	6	1	平	0	1	2	3	4	5	6	1	平
	人	人	人	人	人	人	人	人	均	人	人	人	人	人	人	人	人	均
正 職 員	73.1	12.3	5.3	2.8	1.4	0.8	3.1	1.1	0.8	46.5	19.3	19.0	7.8	4.2	1.4	1.1	0.6	1.2
契約職員（非常勤嘱託職員）	47.1	14.8	14.3	7.8	3.6	3.6	5.0	3.6	1.9	91.9	6.2	0.8	0.3	-	0.3	0.6	-	0.1
パートタイム職員	90.8	2.5	1.7	1.1	0.6	1.4	1.4	0.6	0.4	96.9	2.0	0.6	0.6	-	-	-	-	0.1
外部団体（委託業者等）からの派遣職員	83.8	6.2	4.5	3.4	0.8	0.3	1.1	-	0.4	98.3	1.4	0.3	-	-	-	-	-	0.0
ボ ラ ン テ ィ ア	84.6	2.0	1.4	0.6	2.0	1.4	3.9	4.2	1.3	95.0	2.0	0.8	1.4	-	0.6	0.3	-	0.1
そ の 他	89.1	5.0	1.4	1.4	0.3	0.8	1.7	0.3	0.4	97.8	0.6	0.6	0.3	-	0.3	0.6	-	0.1

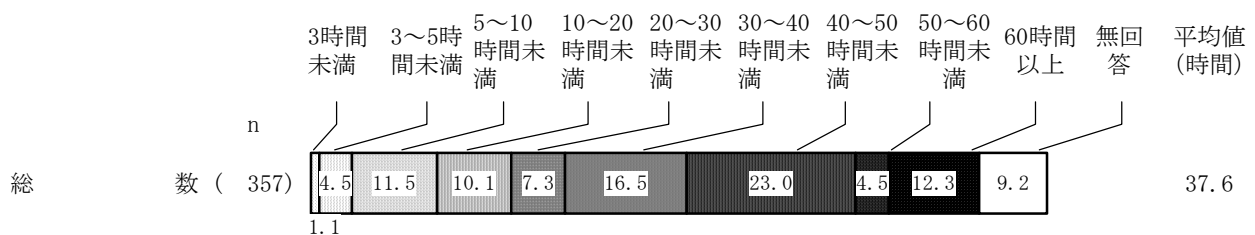
2 1 週間の相談受付日数と延べ時間数



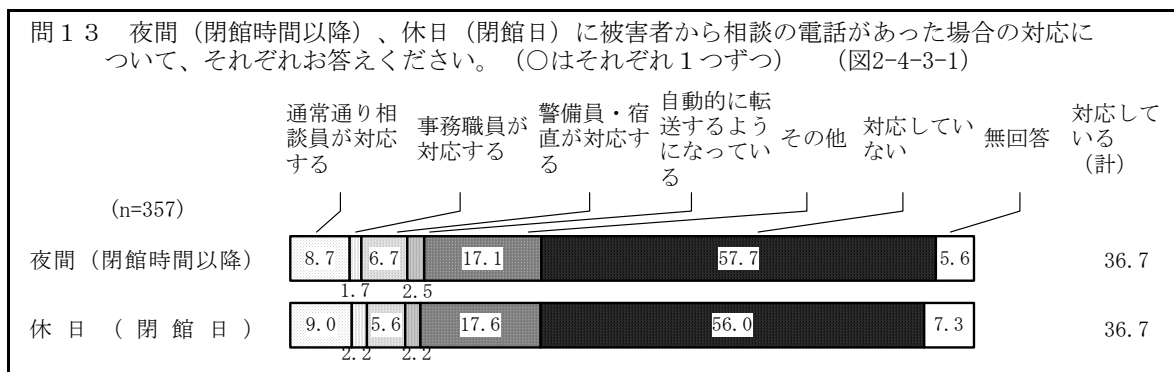
1 週間の相談受付日数としては（図 2-4-2-1）、「5 日」という施設が 38.1%で最も多く、平均すると 4.6 日である。

1 週間の相談受付時間をみると（図 2-4-2-2）、「40～50 時間未満」（23.0%）が 2 割強、「30～40 時間未満」（16.5%）が 2 割弱で、平均すると 37.6 時間である。

図 2-4-2-2 1 週間の相談受付延べ時間



3 夜間と休日の対応



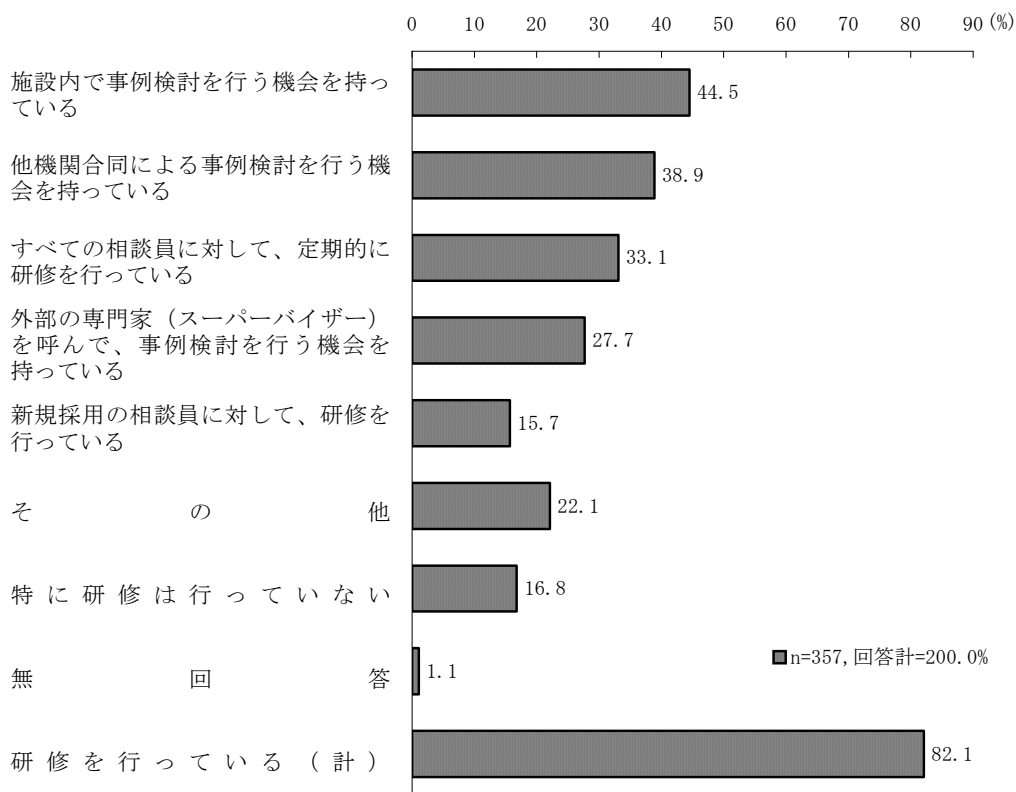
“夜間（閉館時間以降）”と“休日（閉館日）”の、配偶者等からの暴力の被害者からの相談の電話への対応としては（図 2-4-3-1）、いずれも「通常通り相談員が対応する」（夜間 8.7%、休日 9.0%）、「警備員・宿直が対応する」（同 6.7%、5.6%）となっているが、いずれも1割に満たない。

夜間や休日は「対応していない」（同 57.7%、56.0%）という施設が6割弱となっている。

第5章 配偶者等からの暴力に係る相談や保護に関わる職員に対する研修制度

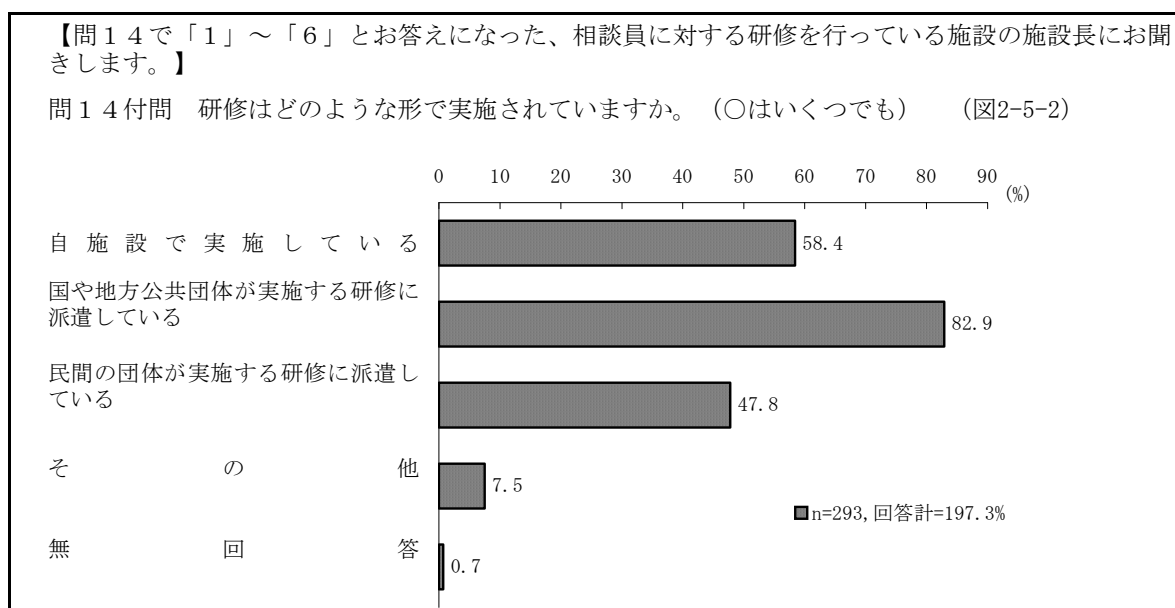
次に、配偶者等からの暴力に係る相談や保護に関わる職員（以下、「相談員」という。）に対する研修制度などについてお聞きします。

問 1 4 貴施設では、相談員に対して研修を行っていますか。（○はいくつでも）（図2-5-1）



配偶者等からの暴力に係る相談や保護に関わる職員（以下、「相談員」という。）に対する研修としては（図 2-5-1）、「施設内で事例検討を行う機会を持っている」（44.5%）が4割台で最も多くあげられ、以下「他機関合同による事例検討を行う機会を持っている」（38.9%）、「すべての相談員に対して、定期的に研修を行っている」（33.1%）、「外部の専門家（スーパーバイザー）を呼んで、事例検討を行う機会を持っている」（27.7%）の順となっている。

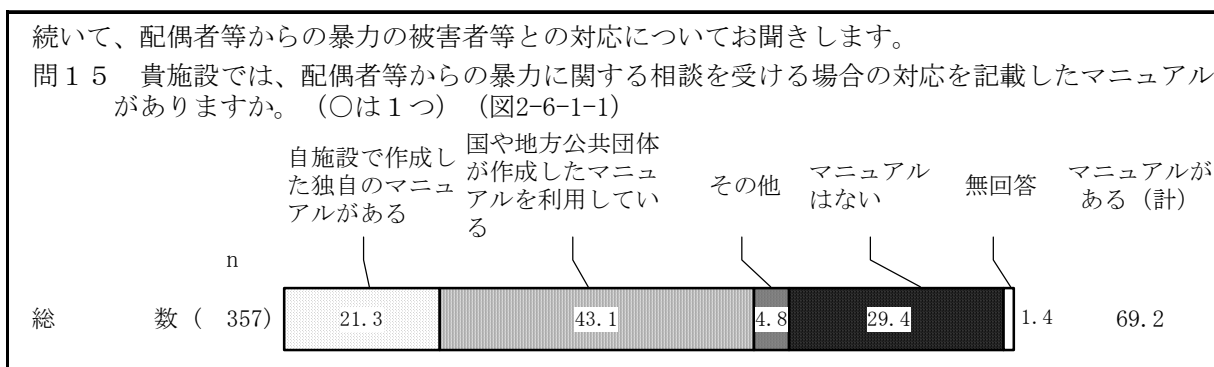
「特に研修は行っていない」という施設は 16.8%で、8割以上が相談員に対して何らかの研修を行っている。



相談員に対する研修を行っている施設（293施設）に研修の実施形態としては（図 2-5-2）、「国や地方公共団体が実施する研修に派遣している」（82.9%）が8割強で目立って多くあげられ、「自施設で実施している」が 58.4%、「民間の団体が実施する研修に派遣している」（47.8%）となっている。

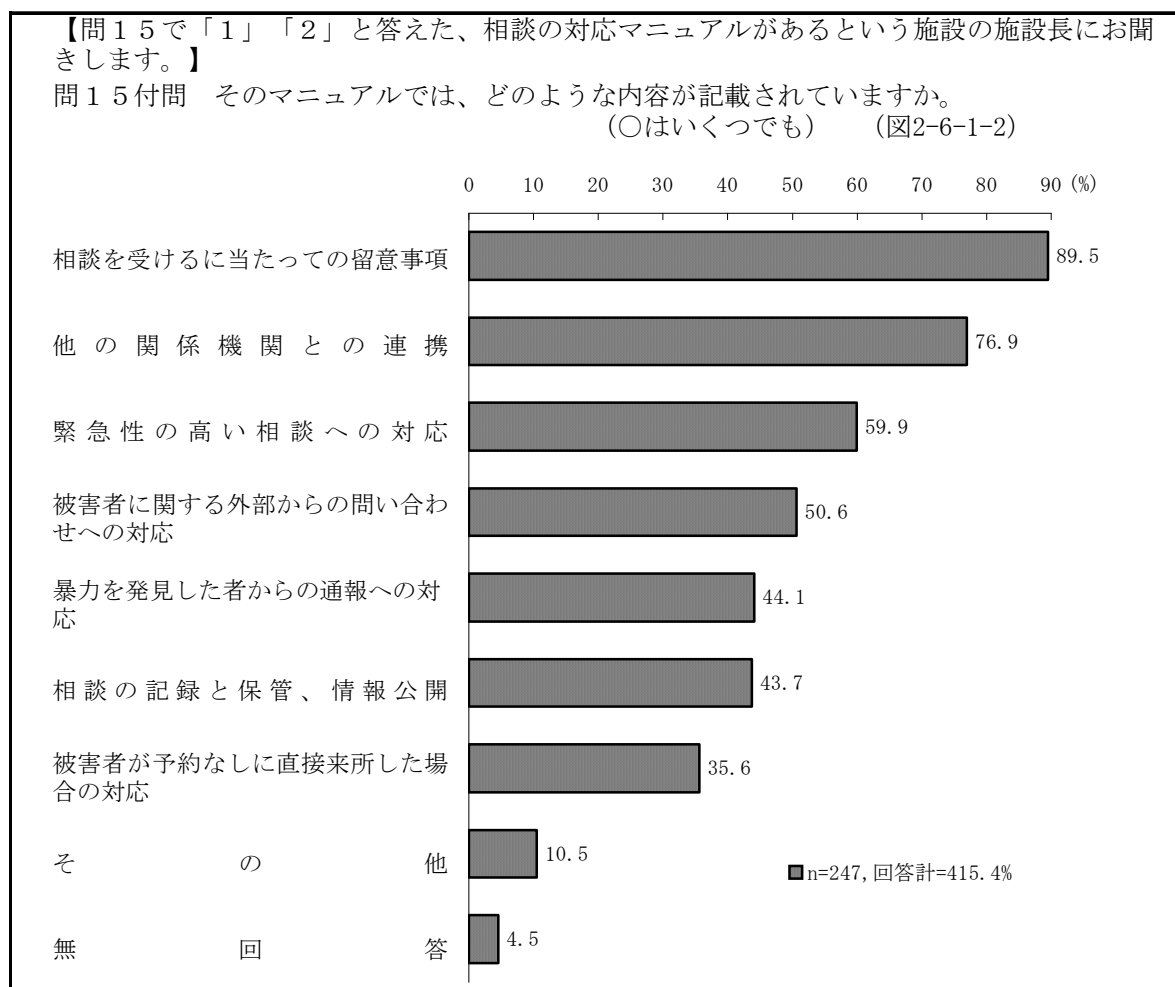
第6章 配偶者等からの暴力の被害者等や加害者等への対応

1 配偶者等からの暴力に係る相談を受ける場合の対応マニュアル



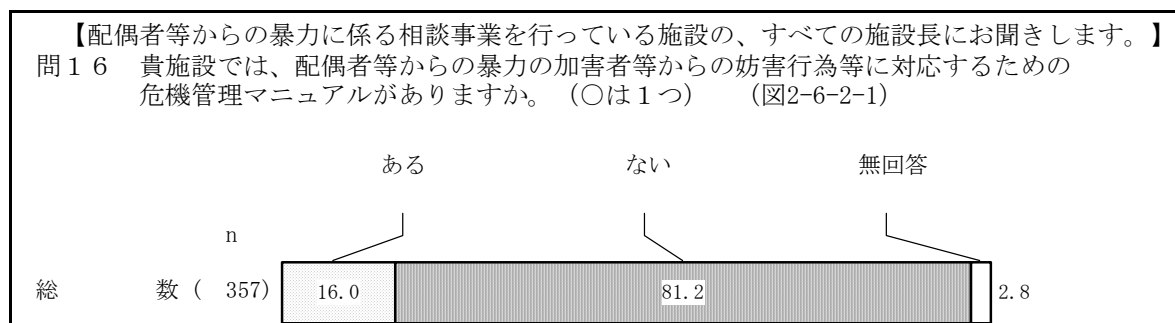
配偶者等からの暴力に関する相談を受ける場合の対応については（図 2-6-1-1）、「国や地方公共団体が作成したマニュアルを利用している」という施設が 43.1%、「自施設で作成した独自のマニュアルがある」施設が 21.3%である。

対応についての「マニュアルはない」という施設は 29.4%で、7割が何らかの対応マニュアルを持っている。



相談の対応マニュアルがあるという施設 (247 施設) の対応マニュアルの内容としては (図 2-6-1-2)、「相談を受けるに当たっての留意事項」 (89.5%) が9割で最も多く、次いで「他の関係機関との連携」 (76.9%) が7割弱、「緊急性の高い相談への対応」 (59.9%) が6割の順となっている。

2 妨害行為等に対応するための危機管理マニュアル



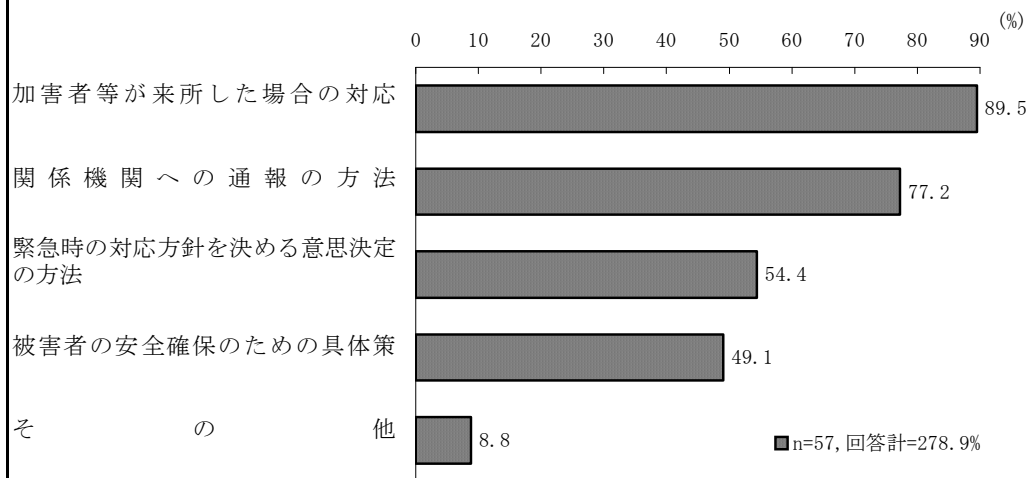
配偶者等からの暴力の加害者等からの妨害行為等に対応するための危機管理マニュアルが「ある」という施設は16.0%で、「ない」施設 (81.2%) が8割を上回る (図 2-6-2-1)。

【問16で「1」と答えた、危機管理マニュアルがあるという施設の施設長にお聞きします。】

問16付問 そのマニュアルでは、どのような内容が記載されていますか。

(○はいくつでも)

(図2-6-2-2)



危機管理マニュアルがある施設（57施設）にその内容をあげてもらったところ（図2-6-2-2）、「加害者等が来所した場合の対応」（89.5%）、「関係機関への通報の方法」（77.2%）、「緊急時の対応方針を決める意思決定の方法」（54.4%）、「被害者の安全確保のための具体策」（49.1%）の順となっている。

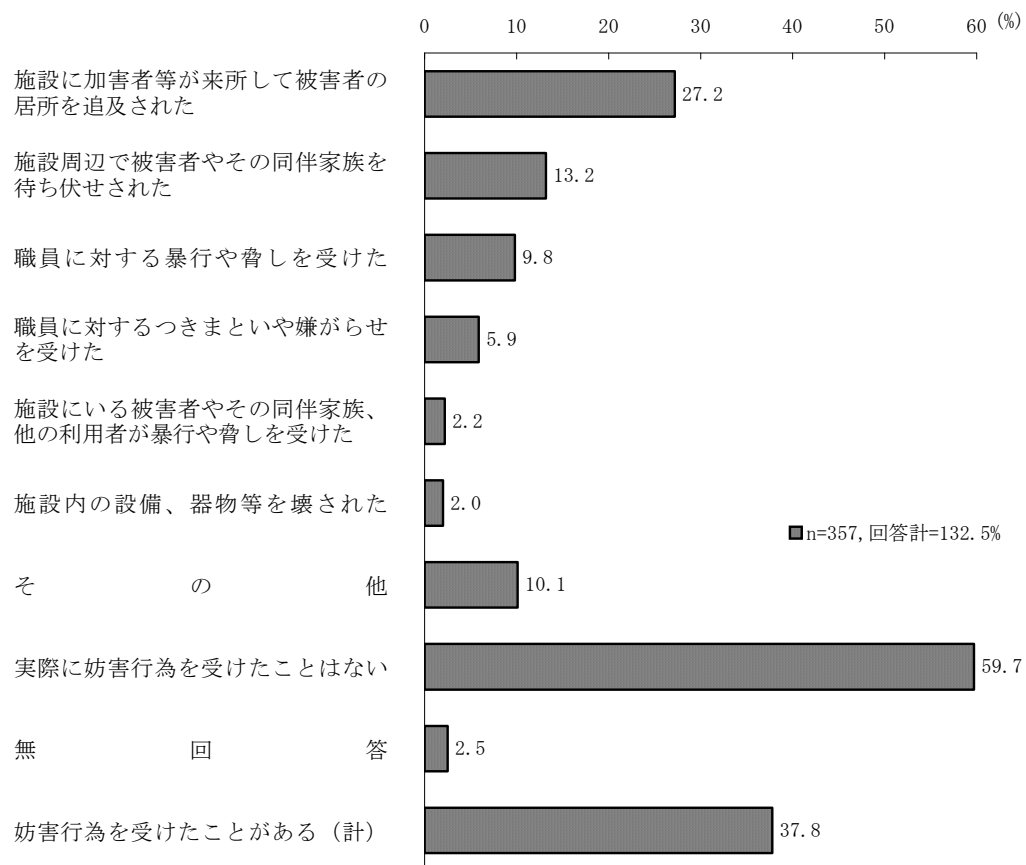
3 配偶者等からの暴力の加害者等からの妨害行為等

【配偶者等からの暴力に係る相談事業を行っている施設の、すべての施設長にお聞きします。】

問17 これまでに以下のような妨害行為等を受けたことがありますか。

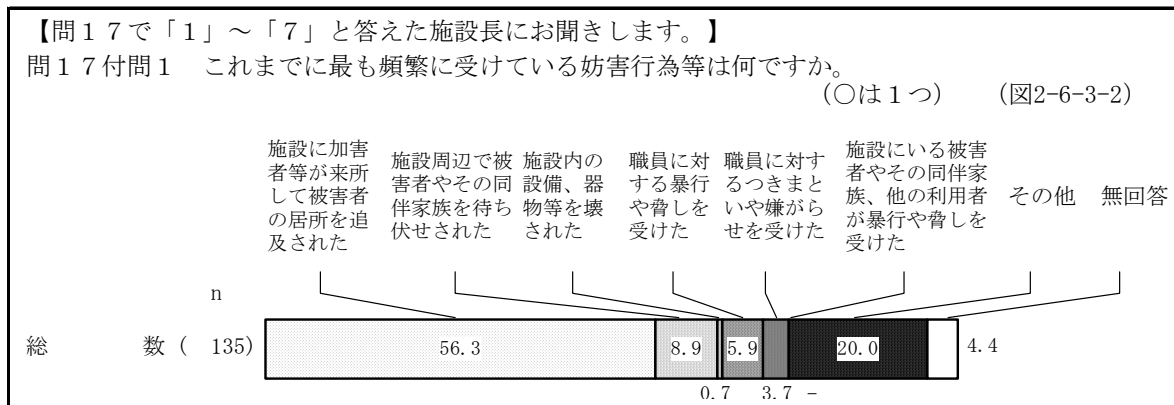
(○はいくつでも)

(図2-6-3-1)

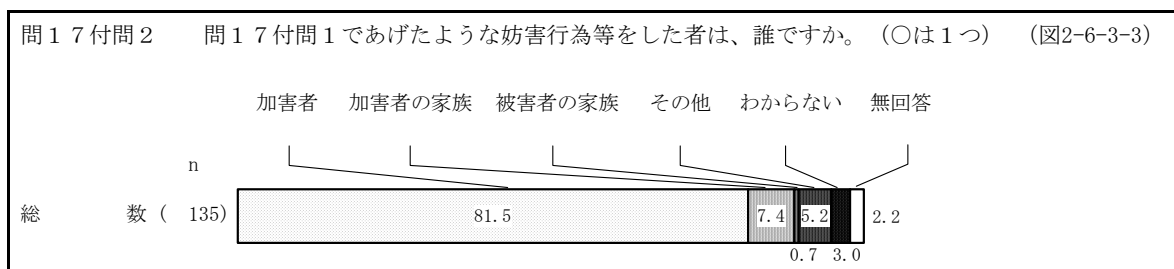


これまでに配偶者等からの暴力の加害者等から受けたことのある妨害行為等としては（図 2-6-3-1）、「施設に加害者等が来所して被害者の居所を追及された」（27.2%）が3割弱で最も多く、次いで「施設周辺で被害者やその同伴家族を待ち伏せされた」（13.2%）と「職員に対する暴行や脅しを受けた」（9.8%）が1割前後となっている。

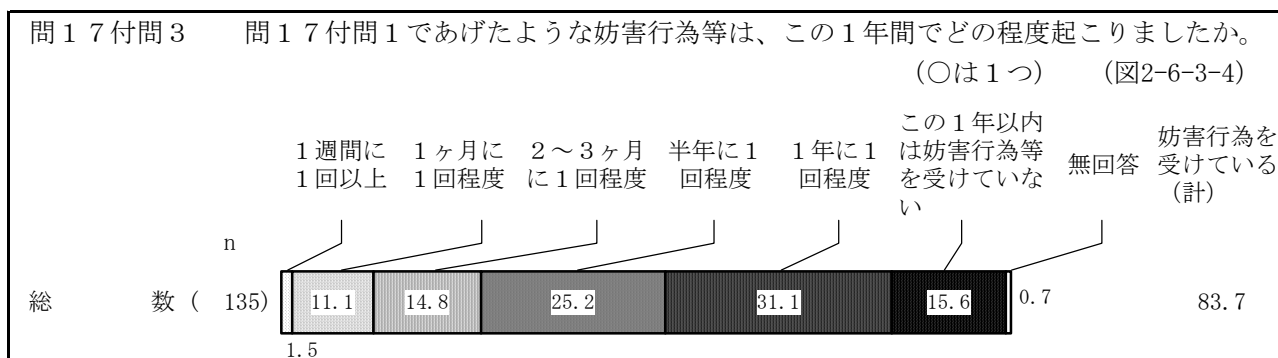
「実際に妨害行為を受けたことはない」という施設は59.7%である。



加害者等からの妨害行為等を受けたことのある施設（135 施設）に、これまでに最も頻繁に受けた妨害行為等を聞いたところ（図 2-6-3-2）、「施設に加害者等が来所して被害者の居所を追及された」（56.3%）という施設が6割弱を占めている。

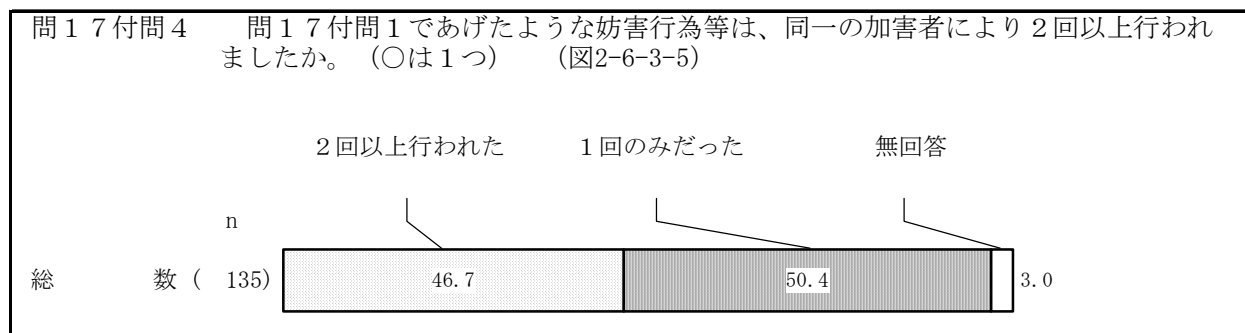


加害者等からの妨害行為等を受けたことのある施設（135 施設）に、最も頻繁に受けた妨害行為等をした人物を聞いたところ（図 2-6-3-3）、配偶者等からの暴力の「加害者」（81.5%）であると施設が8割強を占める。



加害者等からの妨害行為等を受けたことのある施設（135 施設）に、最も頻繁に受けた妨害行為等のこの1年間での頻度を聞いたところ（図 2-6-3-4）、「1年に1回程度」（31.1%）という施設が3割強で最も多く、次いで「半年に1回程度」（25.2%）となっている。

「この1年以内は妨害行為等を受けていない」という施設は15.6%である。



加害者等からの妨害行為等を受けたことのある施設（135 施設）に、最も頻繁に受けた妨害行為等が同一の加害者によって行われたかを聞いたところ（図 2-6-3-5）、「2回以上行われた」という施設が46.7%、「1回のみだった」という施設は50.4%である。

問17付問5 これまでに受けた加害者等からの妨害行為等のうち、最も危険度が高いと感じた事件はどのようなものでしたか。具体的にお書きください。また、そのきに対処した対応、その結果についても御記入ください。（表2-6-3-1）

加害者が来所して、被害者に関する情報提供等を要求	40
被害者や同伴の子どもを待ち伏せ	8
加害者が電話で、被害者に関する情報提供等を要求	7
相談員個人への脅迫	6
加害者の関係者による追及	6
加害者が電話で脅迫	2
加害者の関係者による待ち伏せ	1
薬物依存の加害者を被害者が同行	1
その他の脅迫	4

加害者等からの妨害行為等を受けたことのある施設（135 施設）に、最も危険度が高いと感じた妨害行為を具体的にあげてもらったところ、表 2-6-3-1 のような内容の行為があげられた。

いずれの行為についても、情報の要求には「施設として答えることはできない」と対応し、また待ち伏せや脅迫について「警察や関係機関との連携」「職員へ周知することで、態度の統一化」などの対応をとっている。

事例1

内容：加害者がドアホンも押さず黙って一時保護所の建物の中に入り、「いるのは分かっている。自分で見つける。」と言って奥へ入ろうとしたため、これを制止すると、「火をつける。爆弾をしかけてやる」と脅した。

対応：男性職員が対応しながら、110 番通報した。

結果：警察が加害者に対して説諭し、周辺のパトロールを実施した。

事例2

内容：相談窓口に加害者が来所し、被害者の所在を追及した。

対応：相談担当者（女性）と管理職（男性）が対応した。

結果：その後、加害者が担当者の名前と電話番号を調べ、夜間に担当者の自宅に脅しの電話があった。

事例3

内容：加害者が車の中から施設を見張っており、被害者の出入りを確認した上で、面会を要求した。

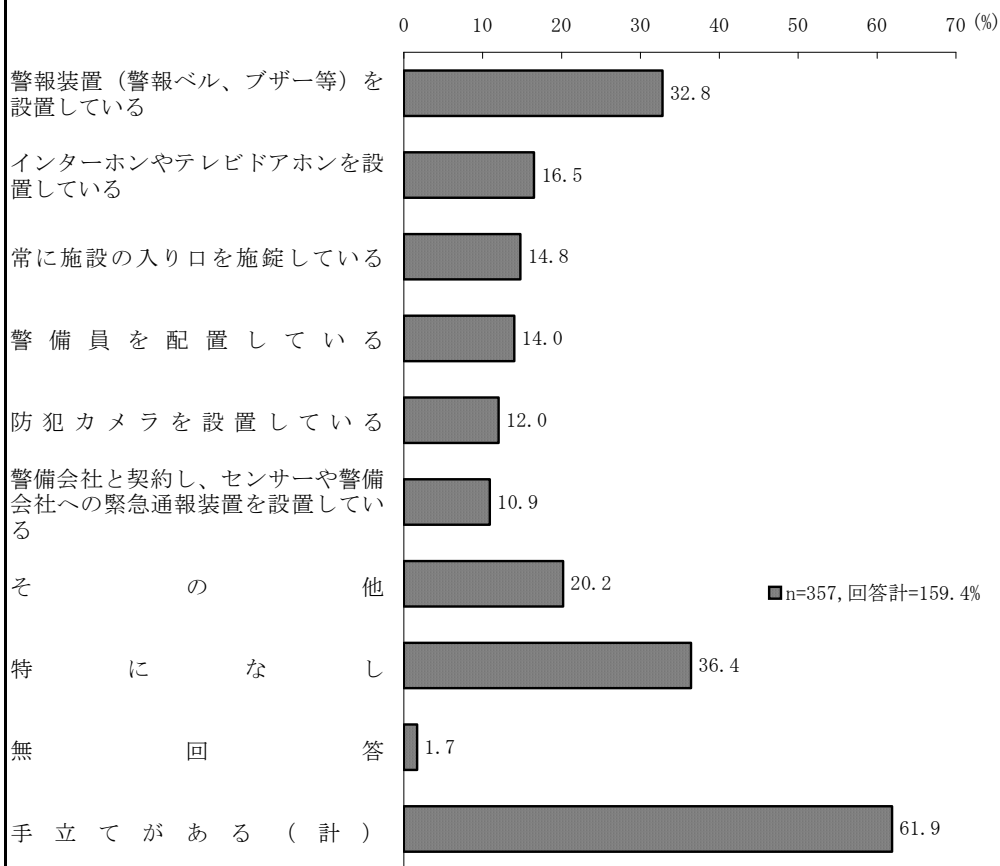
対応：被害者の所在については回答できない旨を説明し、退去するよう長時間にわたり説得した。

結果：加害者は被害者が入所していることを確信しているため、説得には応じず、結局、警察に通報した。

4 加害者等からの妨害行為等に対応する手立て

【配偶者等からの暴力に係る相談事業を行っている施設の、すべての施設長にお聞きします。】

問18 加害者等からの妨害行為等に対応するために、貴施設ではどのような手立てをとっていますか。（〇はいくつでも）（図2-6-4-1）

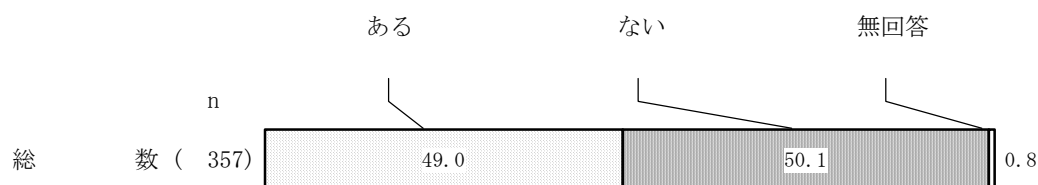


加害者等からの妨害行為等に対応する手立てとしては（図 2-6-4-1）、「警報装置（警報ベル、ブザー等）を設置している」が 32.8%で最も多くあげられ、以下「インターホンやテレビドアホンを設置している」（16.5%）、「常に施設の入り口を施錠している」（14.8%）、「警備員を配置している」（14.0%）、「防犯カメラを設置している」（12.0%）の順となっている。

5 加害者等からの情報要求

【配偶者等からの暴力に係る相談事業を行っている施設の、すべての施設長にお聞きします。】

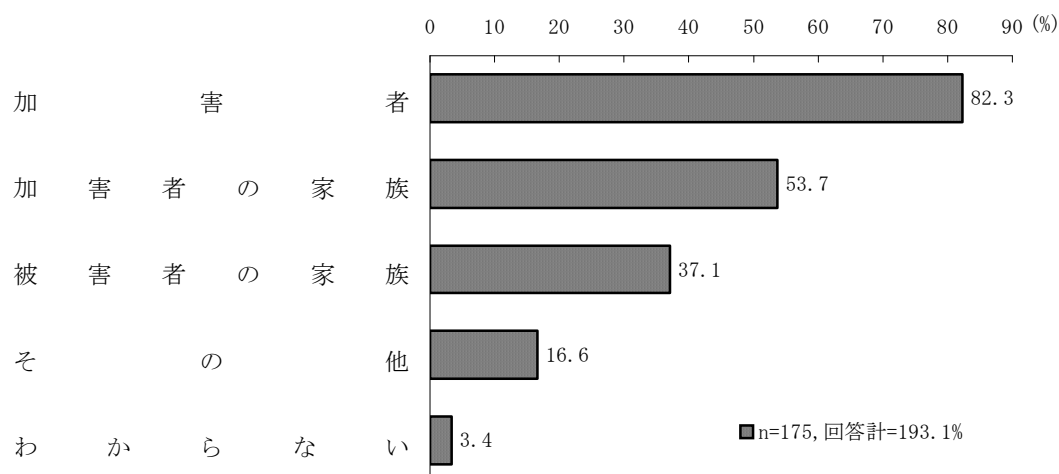
問19 貴施設では、加害者等から被害者やその同伴家族に関する情報を求められたことがありますか。（○は1つ）（図2-6-5-1）



配偶者等からの暴力の加害者等から被害者やその同伴家族に関する情報を求められたことが「ある」という施設は、49.0%でほぼ半数である（図2-6-5-1）。

【問19で「1」と答えた施設長にお聞きします。】

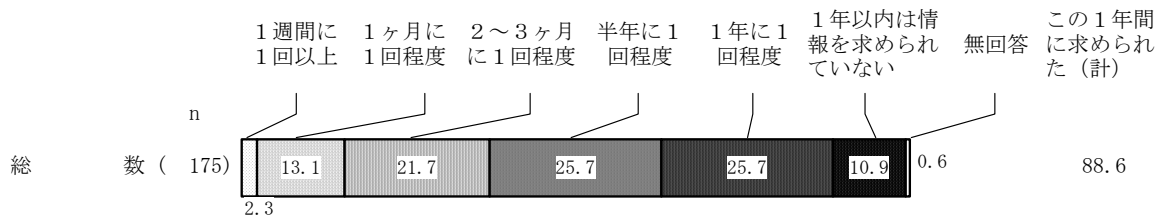
問19付問1 問19であげたような情報を求めた者は誰ですか。（○はいくつでも）（図2-6-5-2）



配偶者等からの暴力の加害者等から被害者やその同伴家族に関する情報を求められたことがあるという施設（175施設）に、情報提供を求めた者を聞いたところ（図2-6-5-2）、暴力行為の「加害者」（82.3%）が8割強で最も多く、以下「加害者の家族」（53.7%）、「被害者の家族」（37.1%）の順となっている。

「その他」には、「加害者、被害者の友人・知人」が多くあげられた。

問 19 付問 2 情報を求められるようなことは、この 1 年間でどの程度起こりましたか。
(○は 1 つ) (図2-6-5-3)



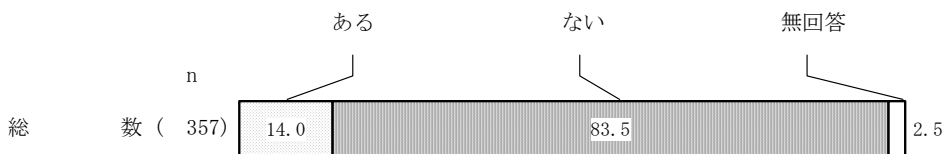
配偶者等からの暴力の加害者等から被害者やその同伴家族に関する情報を求められたことがあるという施設 (175 施設) に、情報提供を求められた頻度を聞いたところ (図 2-6-5-3)、「1 年に 1 回程度」 (25.7%)、「半年に 1 回程度」 (25.7%)、「2～3 ヶ月に 1 回程度」 (21.7%) という施設がそれぞれ 2 割台で、回答が分散している。

「この 1 年以内は情報を求められていない」 (10.9%) という施設は、1 割である。

6 施設利用者からの苦情

【配偶者等からの暴力に係る相談事業を行っている施設の、すべての施設長にお聞きします。】

問 20 貴施設を利用した被害者から、相談に関する苦情を受けたことがありますか。
(○は 1 つ) (図2-6-6-1)



施設を利用した配偶者等からの暴力の被害者から苦情を受けたことが「ある」という施設は 14.0% で、8 割以上は「ない」 (83.5%) と答えている (図 2-6-6-1)。

【問 20 で「1」と答えた施設長にお聞きします。】

問 20 付問 貴施設を利用した被害者からの相談に関する苦情はどのようなものでしたか。具体的にお書きください。また、そのときに取った対応、その結果についても御記入ください。

(表2-6-6-1)

職員の対応に対する不満	23
電話相談や面接相談の不足についての不満	5
一時保護施設の設備に対する不満	5
一時保護施設での生活の不自由さに対する不満	4
法律相談での二次被害に対する不満	2
被害者の過度な期待による不満	2
配偶者暴力防止法の不備についての不満	2
相談室のプライバシーに対する不満	2
女性の保護に対する男性側の不満	2
シェルターのサポート体制への不満	2
DVに関する広報不足について	2
有料相談に対する不満	1
提供した情報に対する不満	1
他機関の対応に対する苦情	1

具体的な苦情の内容を聞いたところ（表 2-6-6-1）、「相談員が冷たくて不親切」「十分に話を聞いてくれない」などの『職員の対応に対する不満』が、いずれの施設でも最も多くあげられている。

事例 1

内容：相談員のなにげない一言に、心情を傷つけられた。

対応：直ちに謝り、理解を得るように努めた。

結果：被害者の心情についての研修会を、別の機会に設定した。

事例 2

内容：法律相談の担当弁護士に、「男が暴力を振るうのは当たり前だ」と言われ、精神的に辛い思いをし、十分に相談できなかった。

対応：委託先の弁護士会には、配偶者等からの暴力の被害者への更なる配慮を申し入れた。

結果：苦情を示した相談者には、一般相談を受けてもらい、その中で精神的な面のフォローを図った。

事例 3

内容：一時保護施設に温かみがなく、職員も忙しすぎて、居心地が悪い。

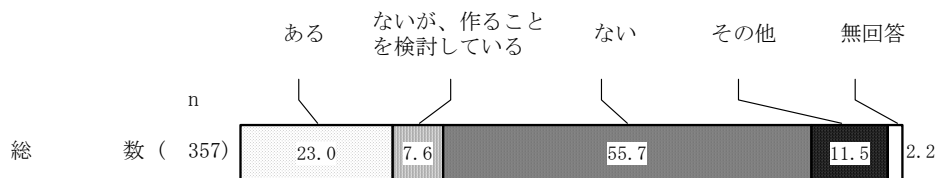
対応：入所者と話し合いの機会を持つ。

結果：入所者に施設の現状を理解してもらうとともに、対応可能なものは対応した。

7 苦情処理の仕組みの有無

【配偶者等からの暴力に係る相談事業を行っている施設の、すべての施設長にお聞きします。】

問 2 1 貴施設では、施設利用者からの相談に関する苦情を窓口で受け、相談業務を行う上での参考とするような仕組みを持っていますか。（○は1つ）（図2-6-7-1）



施設利用者からの相談に関する苦情を窓口で受け、相談業務を行う上での参考とするような仕組みが「ある」という施設は 23.0%で、「ないが、作ること検討している」施設は 7.0%である（図 2-6-7-1）。

一方、苦情処理の仕組みが「ない」（55.7%）という施設は過半数となっている。

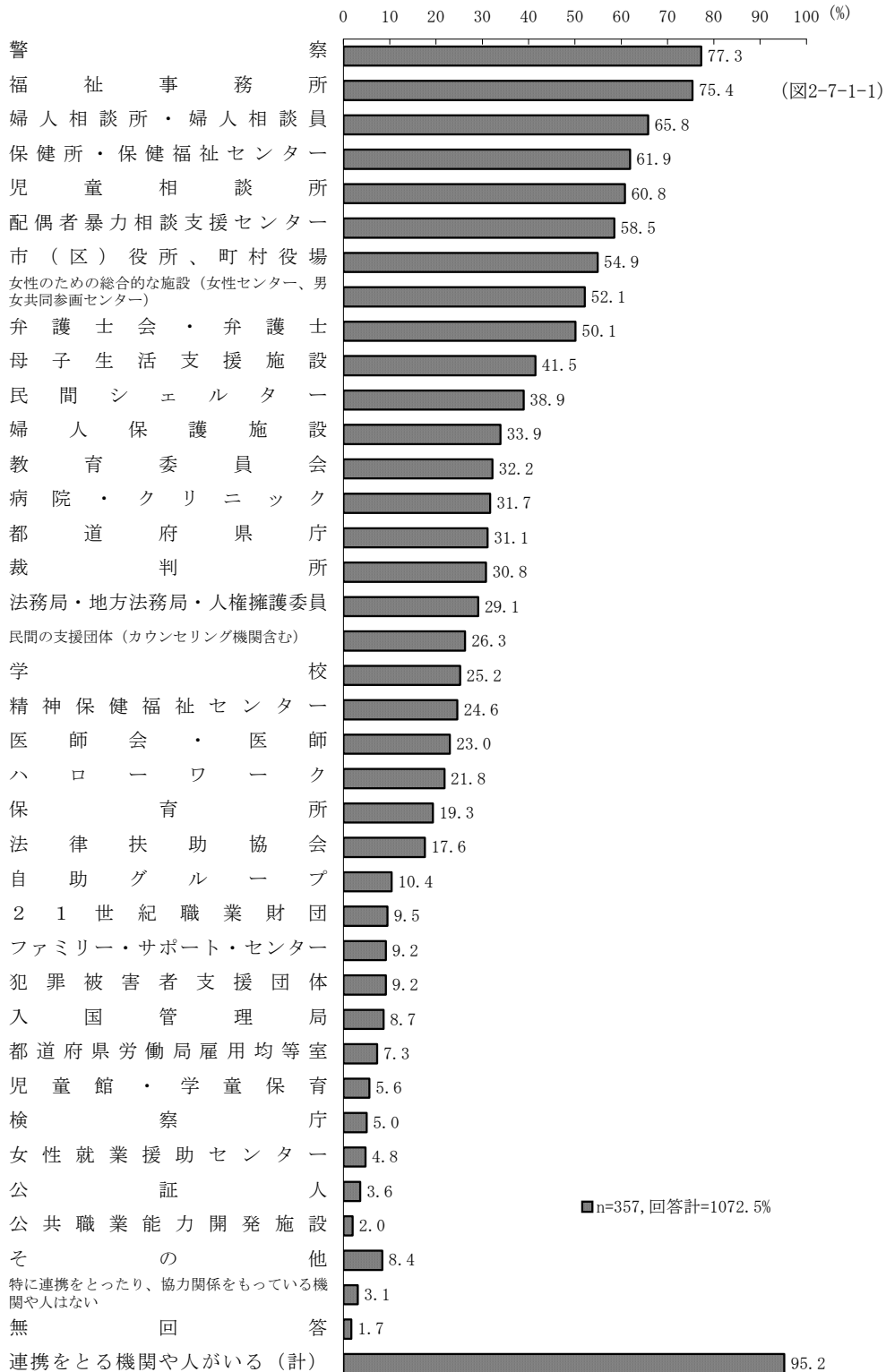
第7章 地域におけるネットワーク等

1 連携を行っている機関

通常の相談業務で、他の関係機関とケースについて情報を共有し、協力して被害者の支援を行うために連携している機関としては（図 2-7-1-1）、「警察」（77.3%）と「福祉事務所」（75.4%）が7割台、「婦人相談所・婦人相談員」（65.8%）と「保健所・保健福祉センター」（61.9%）、「児童相談所」（60.8%）が6割台、「配偶者暴力相談支援センター」（58.5%）、「市（区）役所、町村役場」（54.9%）、「女性のための総合的な施設（女性センター、男女共同参画センター）」（52.1%）、「弁護士会・弁護士」（50.1%）が5割台、それぞれあげられている。

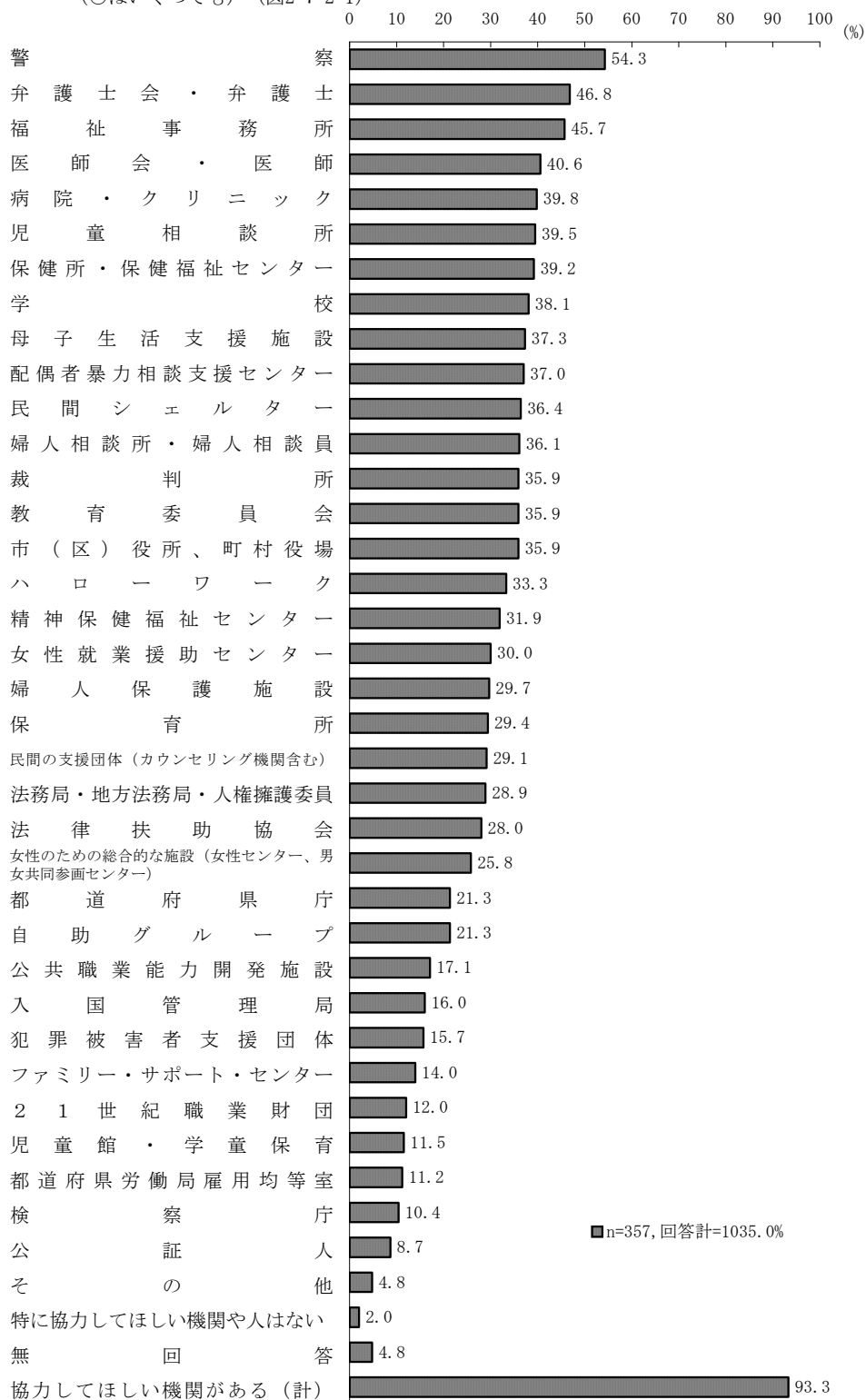
「特に連携をとったり、協力関係をもっている機関や人はない」という施設は 3.1%である。

問22 貴施設では、通常の相談業務で、他の関係機関とケースについて情報を共有し、協力して被害者の支援を行っていますか。このような連携を行っている機関をお答えください。（〇はいくつでも）



2 問題を理解し、協力してもらいたい機関

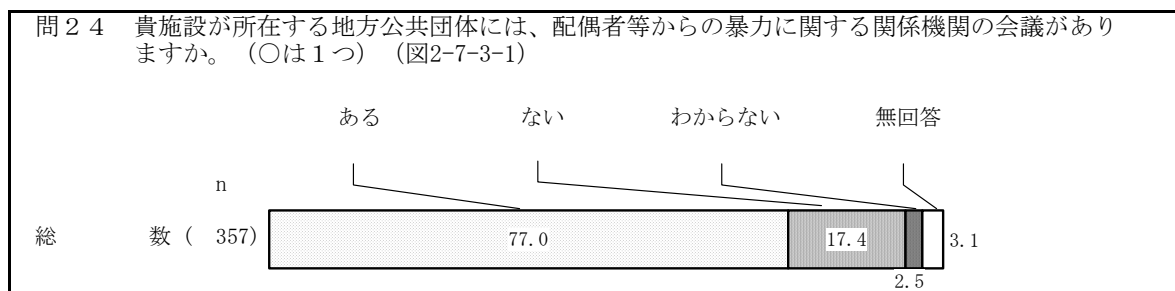
問23 今後、被害者を支援するに当たり、問題を理解し、協力してもらいたい機関はどれですか。
(〇はいくつでも) (図2-7-2-1)



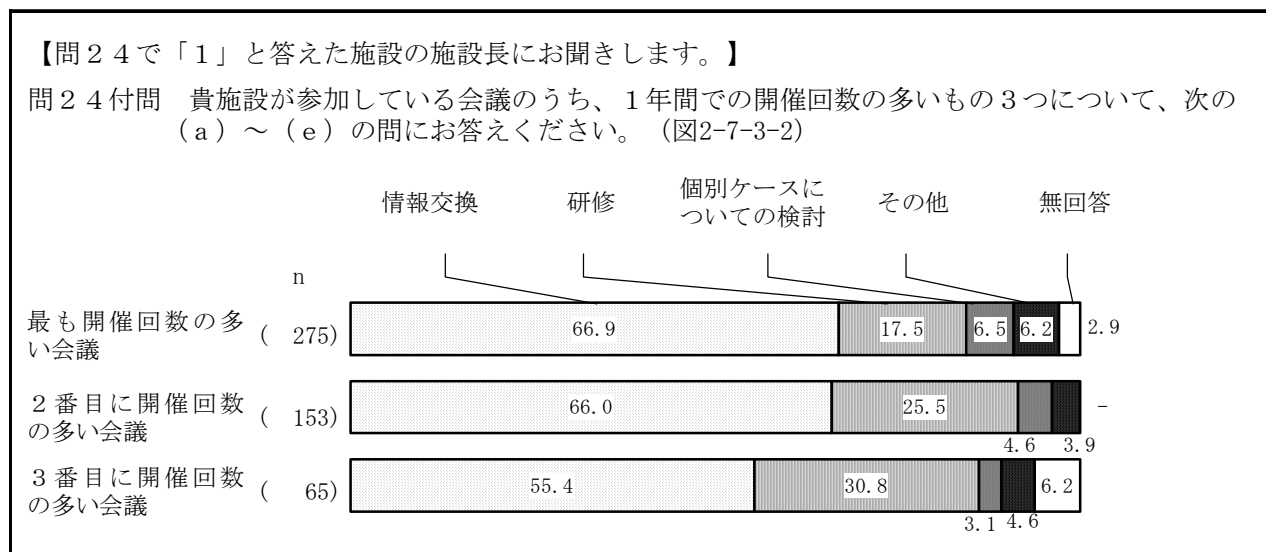
施設を利用した配偶者等からの暴力の被害者を支援するに当たり、問題を理解し、協力してもらいたい機関としては（図 2-7-2-1）、実際に連携を行っている機関と同様に「警察」が 54.3%で最も多くあげられ、次いで「弁護士会・弁護士」（46.8%）、「福祉事務所」（45.7%）、「医師会・医師」（40.6%）などが4割台となっている。

「特に協力してほしい機関や人はない」という施設は 2.0%で、9割以上は何らかの機関に理解と協力を求めている。

3 配偶者等からの暴力に関する関係機関の会議



施設が所在する地方公共団体に、配偶者等からの暴力に関する関係機関の会議が「ある」という施設は 77.0%で、「ない」（17.4%）と答えたのは2割弱である（図 2-7-3-1）。

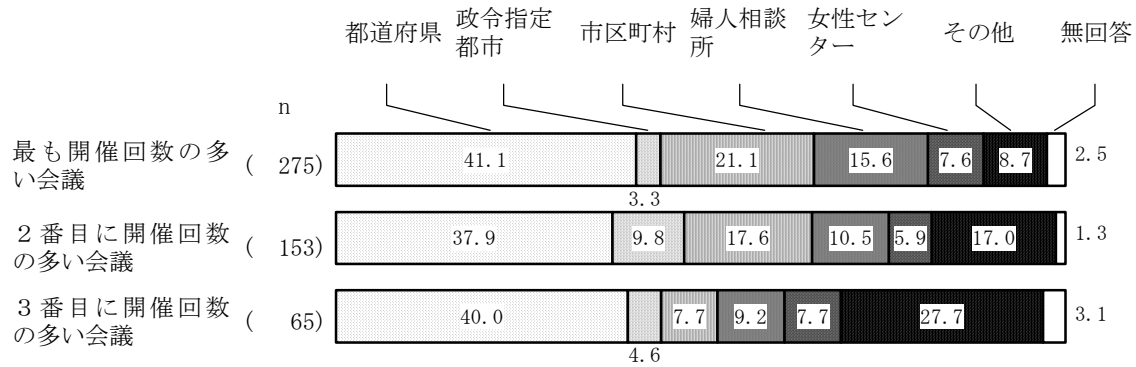


施設が所在する地方公共団体に、配偶者等からの暴力に関する関係機関の会議があるという施設（275 施設）に、開催回数の多い順に会議の“目的”“主催”“構成”“開催回数”について聞いた（図 2-7-3-2）。

まず、“目的”は、いずれも「情報交換」（1番目 66.9%、2番目 66.0%、3番目 55.4%）が最も多く、次いで「研修」（同 17.5%、25.5%、30.8%）を目的とした会議が、開催頻度が低くなるにしたがって多くなっている。

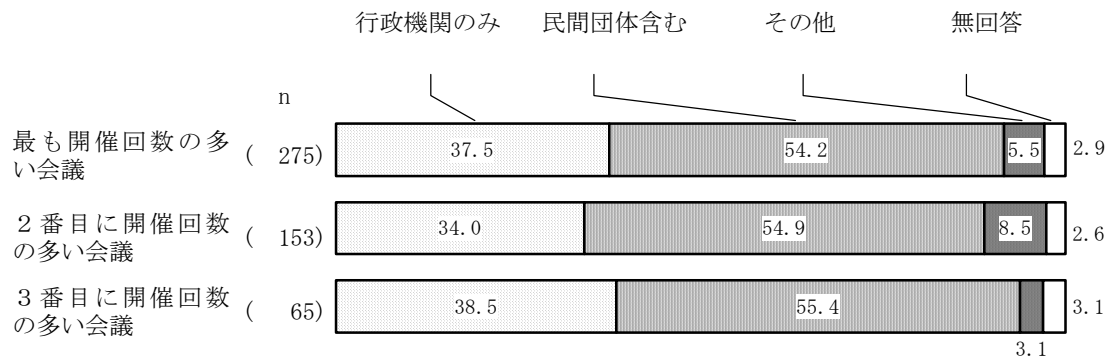
次に“主催”をみると（図 2-7-3-3）、いずれも「都道府県」主催（同 41.1%、37.9%、40.0%）のものが4割前後で最も多く、次いで1番頻度の高い会議と2番目に高い会議では「市区町村」（1番目 21.1%、2番目 17.6%）の主催が多くなっているが、3番目によく開催される会議では主催者が分散している。

図 2-7-3-3 関係機関の会議の主催



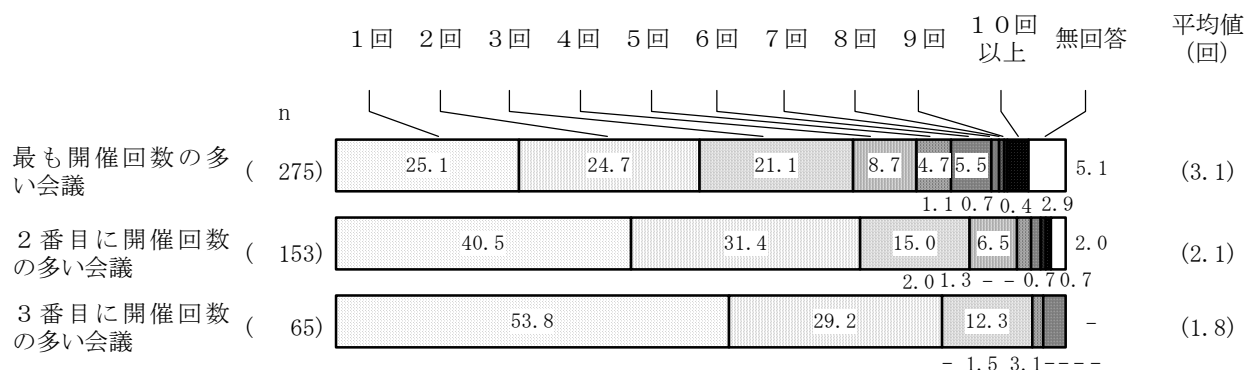
関係機関の会議の“構成”は（図 2-7-3-4）、いずれも「民間団体含む」（1 番目 54.2%、2 番目 54.9%、3 番目 55.4%）が過半数となっている。

図 2-7-3-4 関係機関の会議の構成



関係機関の会議の“開催回数”は（図 2-7-3-5）、最も頻度の高い会議が1年間に平均 3.1 回、2 番目に頻度の高い会議は 2.1 回、3 番目に頻度の高い会議は平均 1.8 回である。

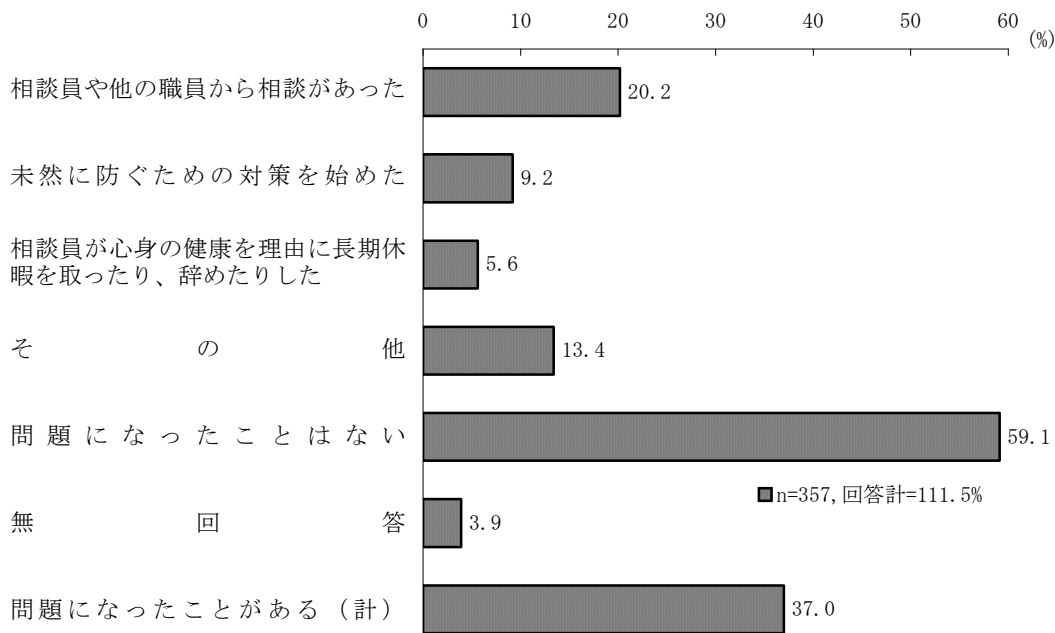
図 2-7-3-5 関係機関の会議の開催回数



第8章 相談員の心身の健康について

1 相談員の心身の健康が問題になったこと

問25 相談員は、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る、いわゆる「代理受傷」を体験したり、納得のいく解決策が容易に見出せなくなり、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を覚えるようになる、いわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態に陥ることが考えられます。貴施設においては、相談員の心身の健康について問題となったことがありますか。（○はいくつでも）（図2-8-1-1）

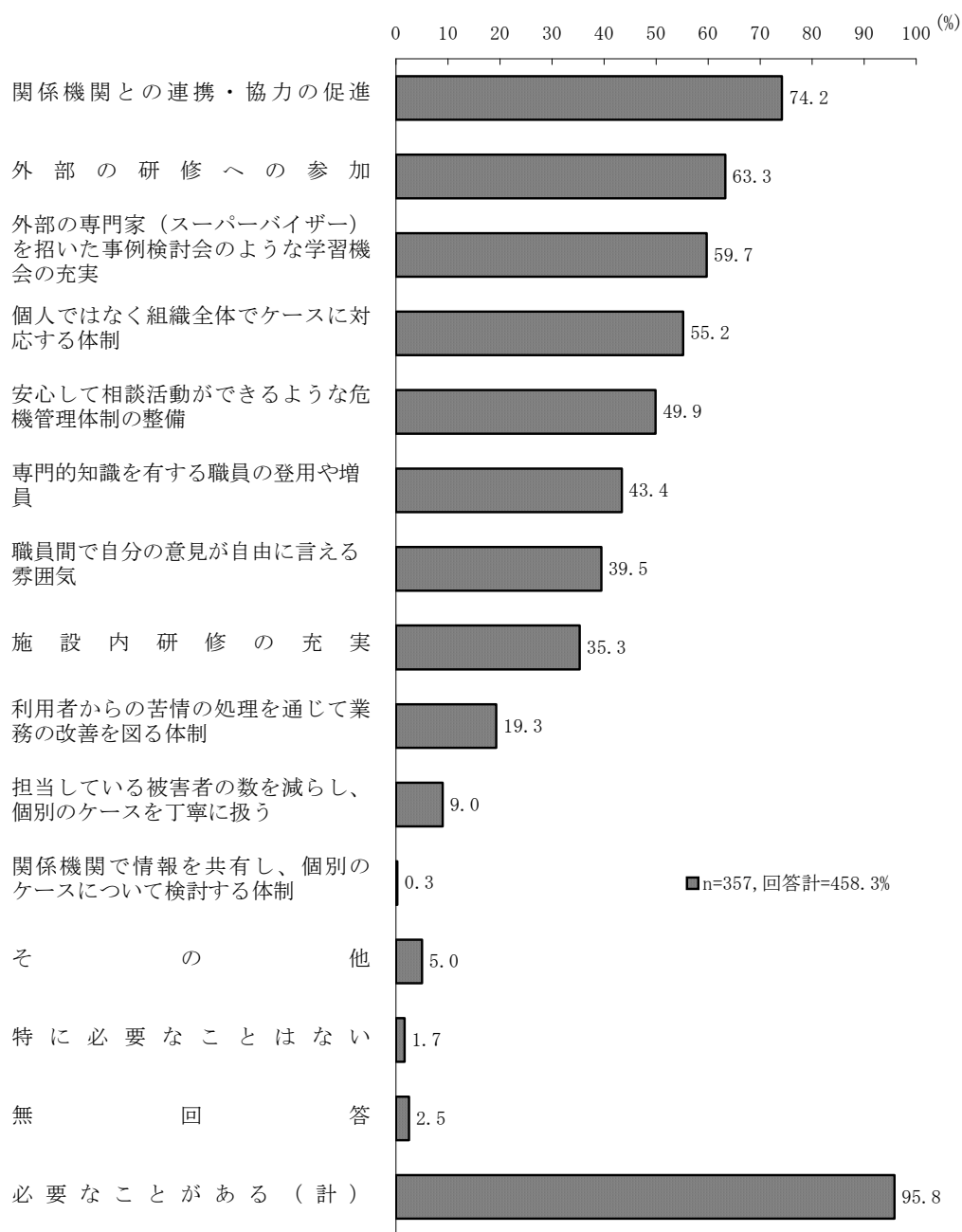


これまでに、相談員の心身の健康について問題になったこととしては（図 2-8-1-1）、「相談員や他の職員から相談があった」（20.2%）が2割で最も多く、「未然に防ぐための対策を始めた」（9.2%）、「相談員が心身の健康を理由に長期休暇を取ったり、辞めたりした」（5.6%）の順になっている。

「問題になったことはない」という施設は、59.1%である。

2 相談員の心身の健康を保つために必要なこと

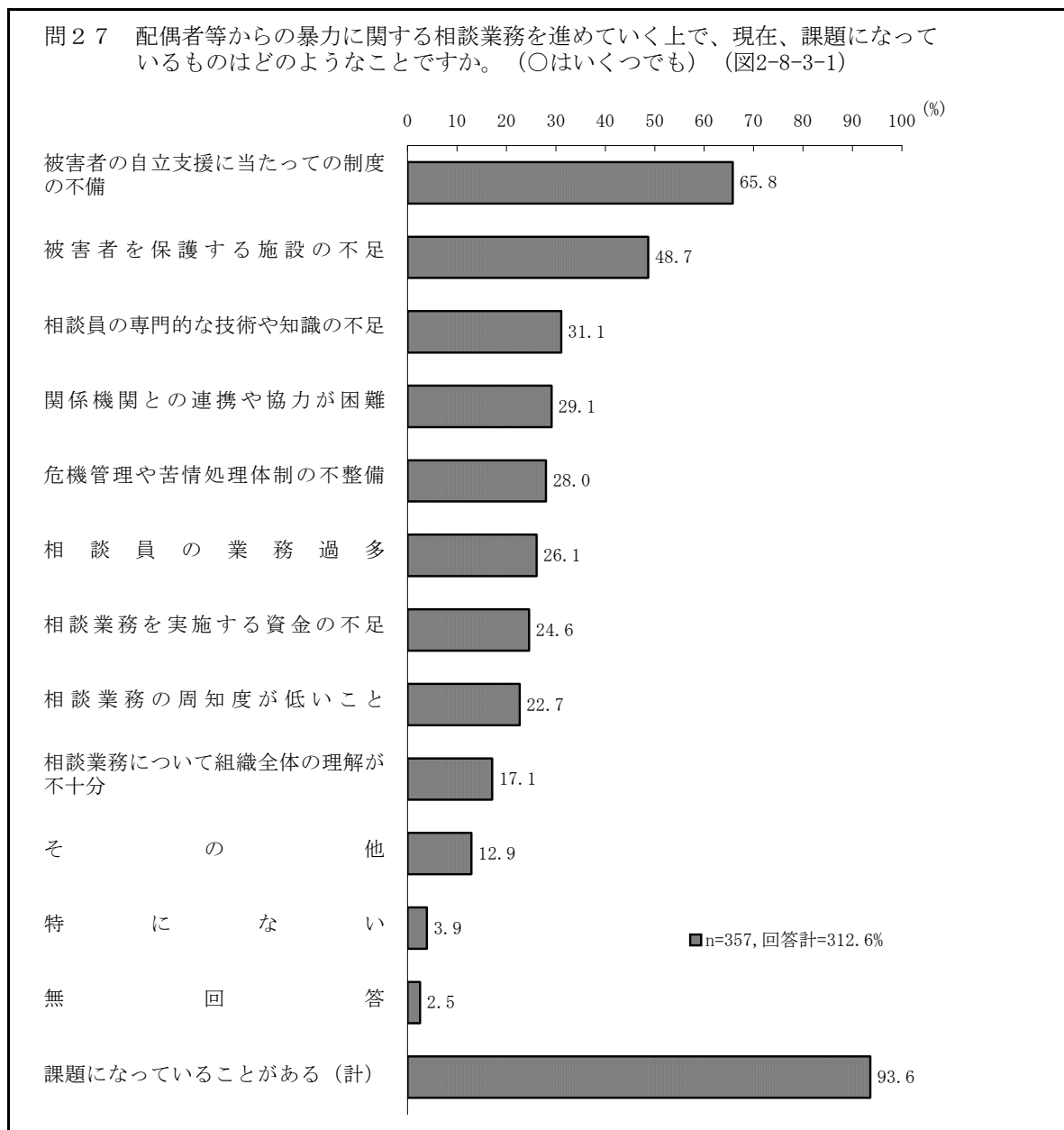
問 2 6 相談の質を向上させ、相談員の心身の健康を保つために、何が必要だと思われますか。（〇はいくつでも）（図2-8-2-1）



相談の質を向上させ、相談員の心身の健康を保つために必要なこととしては（図 2-8-2-1）、「関係機関との連携・協力の促進」（74.2%）が7割を上回って最も多くあげられ、以下「外部の研修への参加」（63.3%）、「外部の専門家（スーパーバイザー）を招いた事例検討会のような学習機会の充実」（59.7%）、「個人ではなく組織全体でケースに対応する体制」（55.2%）、「安心して相談活動ができるような危機管理体制の整備」（49.9%）などの順にあげられている。

「特に必要なことはない」という施設は、1.7%である。

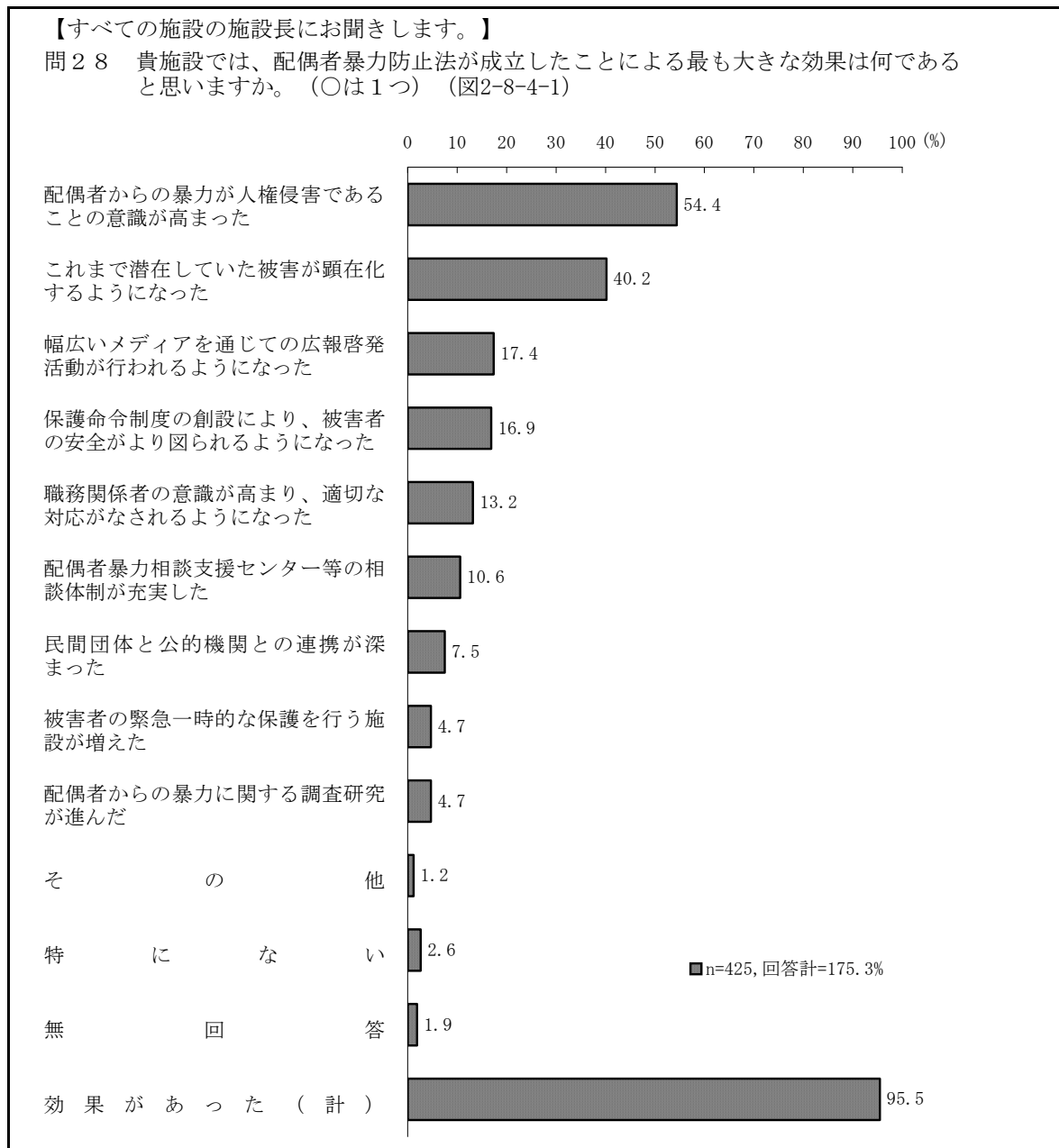
3 配偶者等からの暴力に関する相談業務を進めていく上で課題になっているもの



配偶者等からの暴力に関する相談業務を進めていく上で、現在、課題になっているものとしては（図 2-8-3-1）、「被害者の自立支援に当たっての制度の不備」が 65.8%で目立って多くあげられ、次いで「被害者を保護する施設の不足」（48.7%）が5割弱となっている。

現在、課題になっているものが「特にない」という施設は、3.9%である。

4 配偶者暴力防止法が成立したことによる最も大きな効果



配偶者暴力防止法が成立したことによる最も大きな効果としては（図 2-8-4-1）、「配偶者からの暴力が人権侵害であることの意識が高まった」が 54.4%で最も多くあげられ、次いで「これまで潜在していた被害が顕在化するようになった」（40.2%）が4割となっている。

「特にない」という施設は 2.6%で、大多数の施設は、配偶者暴力防止法の成立は何らかの効果をもたらしたと考えている。